

平成14年11月7日

本資料は、「第6回行政訴訟検討会フリートーカーキング参考資料」の「第3 取消訴訟について」(同資料6～11頁)の各記載(以下において、枠内に記載したもの)について、検討の参考となると思われる法令、制度の説明とその資料・文献等を付記したものである。

第3 取消訴訟について

1 行政訴訟における取消訴訟の位置づけ

いわゆる取消訴訟中心主義を見直すべきであるとの考え方があるがどうか。例えば、給付を求める場合には義務付け訴訟なり給付訴訟が直截簡明であるとする考え方、あるいは、申請に対する処分の義務付け訴訟、不利益処分に対する差止め訴訟をいずれも法定すべきものとする考え方についてはどうか。

の考え方に対し、処分の取消訴訟を中核とする基本構造は維持すべきであるとの考え方があるがどうか。

(参照条文)

行政事件訴訟法第2条

(行政事件訴訟)

第二条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

行政事件訴訟法第3条

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決、決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分又は裁決をすべきにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

行政事件訴訟法第9条

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。

取消訴訟について、現行の行政事件訴訟法は、「処分の取消しの訴え」と「裁決の取消しの訴え」の2種類の訴訟を「取消訴訟」ということとしている(行政事件訴訟法第9条)。「処分の取消しの訴え」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為の取消しを求める訴訟」(行政事件訴訟法第3条第2項)をいい、「裁決の取消しの訴え」とは、「審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟」をいう(行政事件訴訟法第3条第3項)。処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えについて定める行政事件訴訟法第3条の規定の見出しは「抗告訴訟」である。行政訴訟における取消訴訟の位置付けは、行政事件訴訟法では、4つの類型の「行政事件訴訟」(抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟。行政事件訴訟法第2条)のうちの「抗告訴訟」、すなわち「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」の中の訴訟形態の1つとして位置付け

られている。

行政事件訴訟法第 3 条は、第 1 項において、抗告訴訟を行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいうものと定義し、さらに第 2 項において「処分の取消しの訴え」、第 3 項において「裁決の取消しの訴え」、第 4 項において「無効等確認の訴え」、第 5 項において「不作為の違法確認の訴え」の各定義を掲げている。行政事件訴訟法がこのような形式を採ったのは、第 2 項以下の各訴訟が、いずれも行政庁の公権力の行使に関する不服（公権力不行使の不服を含む。）の訴訟として抗告訴訟の類型に属することを示すとともに、これらが抗告訴訟の全部ではなく、それ以外にも行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟形態として考えられるものがあるが、それも行政事件訴訟法において抗告訴訟として取り扱う趣旨を表現するためである。すなわち、抗告訴訟は第 2 項以下の各訴訟に限られず、それらは抗告訴訟の例示にとどまるものであることを示す趣旨である（杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」8・9 頁参照）。

義務付け訴訟や給付訴訟が可能かどうかについては、現行の行政事件訴訟法は、これらの訴訟の可能性を排除するものではない。義務付け訴訟や給付訴訟が可能かどうかは、それぞれ対象となる行政に関する法律の規定に照らして、行政の義務ないし行政に対する給付請求権が発生する法律上の根拠があるといえるかどうか、さらにはそれを求める訴訟が民事訴訟の一般原則に照らして訴えの利益等の訴訟要件を充たしているかどうかによって決まる（「行政訴訟の対象及び類型に関する検討資料」2～4 頁参照）。

申請に対する処分の義務付け訴訟、不利益処分に対する差止め訴訟などの訴訟を法定すべきかどうかについては、現行の行政事件訴訟法はこれらの訴訟の可能性を排除するものではないこと、これらの訴訟が、司法と行政の機能分担等の三権分立の原則に照らして裁判所法第 3 条第 1 項の「法律上の争訟」に当たらず裁判所の裁判権が及ばないものと解すべきものかどうか、民事訴訟の一般原則に対してどのように変更を加えることを目的とするかなど訴訟を法定する趣旨及び訴訟類型の定義と適用される規定の内容、さらには、訴訟類型を法定したことにより類似の訴えが不適法と解釈されて行政に対する司法審査が制限される危険を生じないかどうか、などの問題について検討する必要がある。

取消訴訟について、立法担当者の考えを示す杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」11 頁は、「この訴訟は、行政事件訴訟としてもっとも主要な訴訟形態であって、元来、行政庁の権力的行為でいわゆる公定力あるものに対し、その行為の効力を否定する唯一の訴訟形態として認められてきたものである点にその特色を有する。」としており、現行の行政事件訴訟法は、取消訴訟が行政事件訴訟の中核をなすものであり、抗告訴訟の基本的形態であることを前提として（杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」28 頁参照）抗告訴訟に関する第二章（第 8 条～第 38 条）の規定中、取消訴訟（第一節）については第 8 条から第 35 条まで規定を置くのに対し、その他の抗告訴訟（第二節）については、無効等確認の訴え及び不作為の違法確認の訴えについて原告適格に関する規定（第 36 条及び第 37 条）を置くほかは、取消訴訟に関する規定を準用するにとどめている（第 38 条）。また、当事者訴訟についても、第三章（第 39 条～第 41 条）で、出訴の通知に関する第 39 条及び出訴期間に関する第 40 条を置くほかは、第 41 条で取消訴訟に関する規定を準用するにとどまる。

取消訴訟の特色を現行の行政事件訴訟法の規定で他の抗告訴訟に準用されていない取消訴訟固有の規定からみると、原告適格（第 9 条）、取消しの理由の制限（第 10 条第 1 項）、出訴期間（第 14 条）、被告を誤った訴えの救済（第 15 条）、裁量処分の取消し（第 30 条）、特別の事情による請求の棄却（第 31 条）、取消判決の効力（第 32 条第 1 項）に関する規定であり、取消訴訟の主な特色は、これらの規定からみると次の～のとおりとなる。

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる（原告適格、第 9 条）。

取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない(取消しの理由の制限、第10条第1項)。

取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から3箇月以内に提起しなければならない(出訴期間、第14条第1項)。

取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない(出訴期間、第14条第3項)。

取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤ったときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもって、被告を変更することを許すことができる(被告を誤った訴えの救済、第15条第1項)。

この決定があったときは、出訴期間の遵守については、新たな被告に対する訴えは、最初に訴えを提起したときに提起されたものとみなす(被告を誤った訴えの救済、第15条第3項)。

行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる(裁量処分の取消し、第30条)。

取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる(特別の事情による請求の棄却、第31条第1項)。

処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する(取消判決の効力、第32条第1項)。

取消訴訟の位置付けについて検討をするに当たっては、取消訴訟という訴訟形態を法律で規定する趣旨(本検討資料4頁参照)、そのメリット・デメリット、さらには、取消訴訟のメリット・デメリットとの関係で取消訴訟以外の抗告訴訟や当事者訴訟による救済の方法を広く認めるべきかどうか、などの点について検討する必要がある。

(注1)「申請」及び「不利益処分」の意義につき、行政手続法第2条は「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

・・・(中略)・・・

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの・・・(以下略)」と規定している。

2 取消訴訟の対象

処分の取消しの訴えの対象は、第3条第2項により「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定められ、この規定にいう「行政庁の処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体の行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう……（中略）。そして、かかる行政庁の行為は、公共の福祉の維持、増進のために、法の内容を実現することを目的とし、正当の権限ある行政庁により、法に準拠してなされるもので、社会公共の福祉に極めて関係の深い事柄であるから、法律は、行政庁の右のような行為の特殊性に鑑み、一方このような行政目的を可及的速やかに達成せしめる必要性と、他方これによって権利、利益を侵害された者の法律上の救済を図ることの必要性とを勘案して、行政庁の右のような行為は仮に違法なものであっても、それが正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるものであることを認め、これによって権利、利益を侵害された者の救済については、通常の民事訴訟の方法によることなく、特別の規定によるべきこととしたのである」とされている（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

取消訴訟の対象となる処分性についての第3条第2項の規定及び前記の判例の考え方に関しては、その当否をめぐって様々な議論がされている。また、現行の行政訴訟制度では対応が困難な新たな問題点として、行政需要の増大と行政作用の多様化に伴い、伝統的な取消訴訟の枠組みでは必ずしも対処しきれないタイプの紛争（行政計画の取消訴訟等）が出現し、これらに対する実体法及び手続法のそれぞれのレベルでの手当が必要であるとの指摘がされ、新たな訴訟類型の導入の可否も問題とされている。

取消訴訟制度を設ける趣旨をどのように考えるか。例えば、公定力排除訴訟という考え方を廃止すべきであるとの考え方についてはどうか。

取消訴訟制度を設ける趣旨について、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」11頁は、前記のとおり、「この訴訟は、行政事件訴訟としてもっとも主要な訴訟形態であって、元来、行政庁の権力的行為でいわゆる公定力あるものに対し、その行為の効力を否定する唯一の訴訟形態として認められてきたものである点にその特色を有する。」とし、さらに「その性質については、特定の行政庁の処分について違法の確定に基づいて処分の効力を遡及的に消滅させる意味での取消判決を求める形成訴訟と理解されている。」としている。判例は、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白であって当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」としており（最高裁判所昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2070頁）このような行政処分の効力を一般に公定力という（注2）。民事訴訟の一般原則によれば、形成訴訟は、実体法がその必要がある場合に個別に規定を置いているものであり、その法定の場合にのみ認められるとされていることから、取消訴訟は、行政事件訴訟法第9条において「処分の取消しの訴え及び判決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は判決の取消しを求める法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。」と規定されたことにより形成訴訟としての訴えが認められることとなったものといえることができる。

また、現行法の規定からみた取消訴訟の特色は、本検討資料2～3頁のとおりであり、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」55頁は、「出訴について期間の制限のあることは、取消訴訟の大きな特色である。これは行政庁の処分は相手方の利害に関するだけではなく、一般公共の利害にも関係するところが大きいので長くその効力を不確定な状態におくことを避くべきであるとする考え方によるものである。」としている。

本検討会における意見では、抗告訴訟の対象として認められる範囲（いわゆる処分性）を

拡大すべきであるとの意見のほか、「現行の抗告訴訟は行政行為には公定力があるというドグマから出発して行政行為の公定力排除訴訟としての取消訴訟を制度化したため、行政作用は行政行為に限らず多様な形式で行われるにも関わらず、行政行為以外の行政作用に対応することが困難な状況にある。学説や一部の判例はこうした状況を克服するために処分性の要件を緩和する解釈論を展開する努力をしてきたが、十分な成功を収めてきたとは必ずしもいえず立法により抜本的な改革を行う必要性が大きい」との指摘もされている（注3）。

これに対し、「処分性の拡大という解釈論上の主張をそのまま立法論上の主張とするのは適切でない。アメリカをモデルに権利保護を与えるべきものを裁判官の柔軟な判断で拾い上げる等のドラスティックな変革は、副作用の方が大きい。日本には、行政処分・公定力という特殊な法的取り扱いの存在を前提に数多くの法律が存在している。行政手続法は、行政法の「行為形式論」の成果を、ようやく見やすい形で示したが、このような行為形式と訴訟類型の有機的な結びつきを切断することは賢明でない。」とし、「わが国における処分性をめぐる議論の錯綜の主たる原因は、「取消訴訟の負担過重」あるいは「行政行為論の負担過重」であるとして、「処分性については、現状維持、あるいは見方によっては処分性の縮小による「処分概念の純化」が望ましく、「包括的な権利保護」という憲法上の要請には、取消訴訟以外の訴訟類型の充実によって応えるべき」であるという意見もあった（前掲（注1）[3頁]、（注3）[本頁]参照）。

取消訴訟制度の趣旨について検討するに当たっては、取消訴訟制度の特色とこのような特色が設けられた趣旨、その趣旨に照らして行政処分について他の訴訟等で効力を争うことの当否についてどのように考えるべきか、などの点について検討する必要がある。

（注2）公定力に関する最高裁判所の裁判例につき、別紙1「公定力」について判示したと解される最高裁判所の裁判例」[21頁]参照

（注3）この点に関する本検討会での意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要（第5回検討会まで）」（第6回検討会資料2）4～6頁【行政訴訟と民事訴訟の関係・排他的管轄】、8～10頁【抗告訴訟の対象】及び15～16頁【行政訴訟の類型・無名抗告訴訟】参照

（注4）日本と同様に形成訴訟としての取消訴訟という訴訟類型のあるドイツでは、取消訴訟の対象が「行政行為」（＝行政処分）に限定されていることにつき、「行政訴訟に関する外国法制調査結果 - ドイツ」（第7回検討会資料3）3頁10項参照。また、包括的な抗告訴訟中心主義が徹底しているフランスでは、その対象が原則として「侵害的な行政決定」とされていることにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果（フランス）」（第7回検討会資料2）3～6頁参照。

処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えを取消訴訟としてこれに関する定めをする行政事件訴訟法の規定について、改正すべき点があるか。

例えば、次のような考え方があるがどうか。また、取消訴訟の対象とする場合に、原告適格、出訴期間等についてどのように規定すべきか。

ア 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に限らず、広く「行政上の意思決定」（行政手続法第1条第1項参照）を取消訴訟の対象とすべきであるとの考え方

イ 取消訴訟の対象となる行為であるか否かについて、段階的に行われる行政行為であるか否かを問わず、個別行為ごとに明記すべきであるとの考え方

ウ いわゆる行政計画についても、取消訴訟の対象とする制度を創設すべきであるとの考え方

エ いわゆる行政計画に基づいて段階的に行われる行為について、先行行為が取消訴訟の対象となり、先行行為の違法が後行行為に承継されないことを明確に規定すべきであるとの考え方

オ 政省令・通達等のいわゆる行政立法についても、取消訴訟の対象とする制度を創設すべきであるとの考え方

(1) 検討の視点

取消訴訟の対象としての処分性を拡大するか否かについては、取消訴訟制度の趣旨（本検討資料4頁）及び取消訴訟に適用される固有の規定の立法趣旨、さらにはこのような特色を有する取消訴訟という訴訟形態のメリット・デメリットについて十分検討する必要がある。

(2) 判例の考え方

行政の行為が取消訴訟の対象となるか否かが問題となった最高裁判所の裁判例としては、「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」（第4回検討会資料3）の1ないし4の判決が挙げられる。

判例は、処分の取消しの訴えの対象となる「行政庁の処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体の行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）としており、問題となっている行政庁の行為が「公権力」の行使に当たるか（公権力性）、国民の権利義務に直接影響を与えるか（法律上の地位に対する影響）、という観点から、処分の取消しの訴えの対象となるか否かが論じられている（別紙2「処分の取消しの訴えの対象に関する判例の考え方」[22頁]参照）。

（行為の公権力性）

行為の「公権力性」の有無の一つの判断基準としては、その行為が、性質上行政庁が相手方と対等の立場に立って行うものであるか、それとも法律の規定に従い行政庁が相手方に対して優越的な地位に立って行うものであるかという観点がある。この観点からは、行政庁が財産を取得する行為を例にとると、そのような行為のうちには農地の買収のように当該行為が行政処分として行われるものもあるが、行政庁と相手方との間で売買契約が締結されることにより目的財産を買い受ける場合のように、私法上の行為として行われる場合がある。後者の場合には、行政庁は相手方と対等の立場に立って当該行為を行っており、行政庁が相手方に対して優越的な地位に立って行うものではないと考えられる。したがって、問題とされる行為が、財産の取得、処分等、一般に私法上の行為として行われる範疇に属するものと認められる場合には、当該行為の根拠となる法律が、特にその行為を行政処分として構成することとしていると認められない限り、行政庁は相手方と対等の立場に立って当該行為を行っているものと考え、処分の取消しの訴えの対象にはならないものと考えられている。

歩道橋、ごみ焼却場、道路等の公共施設は、施設設置計画作成・決定、工事請負契約の締結、工事の実施といった一連の過程を経て設置されること、その中に処分の取消しの訴えの対象となる行政処分が含まれているかが問題とされることがある（このような過程を一体的行為として把握して公権力の行使とみることができるといえる点の問題とされることもある）。その場合、工事請負契約の締結については、上記の観点からは、私法上の行為であって行政処分には当たらないとされる（別紙3「ごみ焼却場の設置の過程における各行為の「行政処分」性」[23頁]参照）。

（法律上の地位に対する影響）

（行政庁の内部的行為）

行政庁の公権力の行使に当たる行為が、本来的に私人に向けられたものではなく、行政庁内部又は行政庁相互の間で行われるものにすぎない場合や、それが相手方に対して表示されれば行政処分となるべきものであるがいまだ外部に表示されず、行政庁の内部的な意思決定にとどまっている場合においては、これによって私人がその権利義務に直接具体的な影響を受けることは原則として考えられないとして、かかる行為は抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないものとされている（別紙4「行政の内部的行為の行政訴訟対象性に関する裁判例」[24頁]参照）。

この観点からは、上記の公共施設の設置の場合であれば、設置計画の作成・決定については、行政庁内部または行政庁相互の間で行われるものにすぎないとして、処分の取消しの訴

えの対象とならないとされている（前掲別紙 3「ごみ焼却場の設置の過程における各行為の「行政処分」性」[23 頁]参照）。通達についても、原則的には同様に考えられている（別紙 5「墓地、埋葬等に関する法律の解釈に関する通達と訴訟」[25 頁]参照）。

（一般処分）

行政庁の行為のうち、不特定多数の者を対象とするいわゆる一般処分は、法令の制定行為と同様に、通常は抽象的、一般的な規範の定立という性質を有するにすぎないものについては、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないと解されている。しかし、一般処分であっても、それが個人の権利義務又は法律的利益に直接具体的な影響を及ぼすものである場合には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解されている（告示により一括して指定する方法でされた建築基準法 4 2 条 2 項所定のいわゆるみなし道路の指定が抗告訴訟の対象となることを肯定した最高裁平成 1 4 年 1 月 1 7 日第一小法廷判決（判例時報 1777 号 40 頁、民集 56 卷 1 号 1 頁）（前掲「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」（第 4 回検討会資料 3）の 4 の判決）は、一般処分と考えられる行為が抗告訴訟の対象である行政処分であることを認めたものと解される。また、都市計画の一つである用途地域指定の決定につき、別紙 6「用途地域指定の過程と不服の訴訟」[26 頁]参照）。

（行政計画）

行政計画に関する行為が処分の取消しの訴えの対象となるか否かについては、上記の一般処分に当たるかどうかといった点から問題とされることがあるほか、その行為が一連の手続を構成するような場合に、その目的とする最終的な効果が発生した段階をとらえて抗告訴訟の対象とすべきかどうかといった観点からも、その行政処分性について問題とされている（土地区画整理事業計画の決定はその公告がなされた段階においても抗告訴訟の対象とならないと解すべきであるとした最高裁判所の裁判例として、最高裁昭和 41 年 2 月 23 日大法廷判決・民集 20 卷 2 号 271 頁（別紙 7「土地区画整理事業計画が抗告訴訟の対象となるか否かについて判断した最高裁判所の裁判例」[27 ~ 30 頁]）参照。また、公共団体の施行する土地区画整理事業の過程と不服の訴訟の関係につき、別紙 8「土地区画整理事業の過程と不服の訴訟」[31 頁]参照）。行政計画の内容や機能は多様であり、行政計画が処分の取消しの訴えの対象となるか否かを一律に論ずることはできず、最高裁判所の裁判例も、計画の内容に応じ、抗告訴訟の対象となるか否かを個別に判断しており、前掲「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」（第 4 回検討会資料 3）の 2 及び 3 の判決はいずれも行政計画に関するものであるが、抗告訴訟の対象となるか否かにつき、同 2 の判決は否定例であるが、同 3 の判決は肯定例となっている。

（3）問題の所在

こうした判例の考え方を具体的事案に当てはめた場合の結論については、必ずしも明確ではない場合があり、処分の取消しの訴えの対象として認められるか否かが争われる例は少なくない。具体的な行政の行為が取消訴訟の対象となるか否かを検討するに当たっては、他の訴訟類型による救済の可能性についても十分検討するとともに、行政過程全体を見通しながら、個々の行政活動の独自性をも踏まえつつ、利害関係人の権利利益の保護や国民、地域住民等の意思の反映をどのように図り、また、どのような不服申立手続を用意するかなど、司法と行政それぞれの役割分担も視野に入れた検討を行う必要がある（注 7）。

さらに、段階的に行われる行為に関するいわゆる違法性の承継については、取消訴訟制度の機能全般との関係を踏まえて検討する必要がある。

（注 5）行政手続法第 1 条第 1 項「この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第三十八条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」

（注 6）上記 ウないしオの考え方に関して、行政計画の取消訴訟や行政立法取消訴訟等の新たな訴訟類型の導入の可否につき「司法制度改革審議会意見書（抜粋）」（第 1 回検討会資料 2）参照

(注7) 臨時行政改革推進審議会の平成3年12月12日の「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申」中の「行政手続法要綱案とりまとめの基本的考え方」において、「六 今回要綱案で取り上げた処分に関する手続及び行政指導は、上述のように、いずれも国民の権利義務に直接かかわる分野であり、優先的に手続の整備が図られるべきものであるが、このほかにも検討の必要があるものとしては、各種の地域指定のようないわゆる一般処分に係る手続、行政処分による法的効果の実現を確保する手段としての行政上の強制執行手続、さらに、行政部内において政令や省令等を制定するに当たっての手続（行政立法手続）土地利用規制に係る計画や公共事業に係る計画の策定手続（計画策定手続）などが挙げられる。ただ、これらに関し、どのような一般的な手続を導入するかについては、なお多くの検討すべき問題があり、将来の課題として調査研究が進められることを期待するものである。」とされたところである。

(注8) この点に関する本検討会での意見の概要につき、前掲（注4）[5頁]「行政訴訟検討会における意見の概要（第5回検討会まで）」（第6回検討会資料2）8～10頁【抗告訴訟の対象】参照

処分性は拡大せず、包括的な権利保護の要請には、他の訴訟類型によって応えるべきであるとの考え方があるがどうか。

取消訴訟の対象については、個別の行政実体法により、行政行為の領域や性質の違い等に応じたきめ細かな対応をすべきであるとする考え方があるがどうか。

上記の考え方に関し、本検討会における意見では、「処分性の拡大という解釈論上の主張をそのまま立法論上の主張とするのは適切でない。アメリカをモデルに権利保護を与えるべきものを裁判官の柔軟な判断で拾い上げる等のドラスティックな変革は、副作用の方が大きい。日本には、行政処分・公定力という特殊な法的取り扱いの存在を前提に数多くの法律が存在している。行政手続法は、行政法の「行為形式論」の成果を、ようやく見やすい形で示したが、このような行為形式と訴訟類型の有機的な結びつきを切断することは賢明でない。」とし、「わが国における処分性をめぐる議論の錯綜の主たる原因は、「取消訴訟の負担過重」あるいは「行政行為論の負担過重」であるとして、「処分性については、現状維持、あるいは見方によっては処分性の縮小による「処分概念の純化」が望ましく、「包括的な権利保護」という憲法上の要請には、取消訴訟以外の訴訟類型の充実によって応えるべき」であるという意見があった。

上記の考え方に関し、司法制度改革審議会意見書は、現行の行政訴訟制度に関する指摘の一つとして、「現行の行政訴訟制度では対応が困難な新たな問題点として、行政需要の増大と行政作用の多様化に伴い、伝統的な取消訴訟の枠組みでは必ずしも対処しきれないタイプの紛争（行政計画の取消訴訟等）が出現し、これらに対する実体法及び手続法それぞれのレベルでの手当が必要である」とし、実体法レベルの手当も必要であることを指摘している。

取消訴訟の対象としての処分性を拡大するか否かについては、本検討資料7頁のとおり、取消訴訟制度の趣旨（本検討資料4頁）及び取消訴訟に適用される固有の規定の立法趣旨、さらにはこのような特色を有する取消訴訟という訴訟形態のメリット・デメリットについて十分検討する必要がある。そして、取消訴訟に一定のメリットがあるとしても、デメリットもあるのであれば、国民の権利保護の観点からは、そのデメリットによって予期しない不利益を被ることを回避できるように、取消訴訟の対象となるか否かについて明確性を確保することが立法の態度としては適切ではないかとも考えられ、このような考え方に立てば、取消訴訟の対象については個別の行政実体法により、行政行為の領域や性質の違い等に応じたきめ細やかな対応をすべきであるとの考え方もあり得るところである。

(注9) この点に関する本検討会での意見の概要につき、前掲（注3）[5頁]「行政訴訟検討会における意見の概要（第5回検討会まで）」（第6回検討会資料2）8～10頁【抗告訴訟の対象】参照

3 原告適格及び訴えの利益

取消訴訟の原告適格について、第9条は、取消訴訟は、「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる、と定めており、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである」とされている（最高裁判所平成10年12月17日第一小法廷判決・民集52巻9号1821頁参照）。

取消訴訟の原告適格を「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」と定めた趣旨をどのように考えるか。また、原告適格に関する判例に対して様々な批判があるがどうか。

（参照条文）

行政事件訴訟法第9条

（原告適格）

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

取消訴訟の原告適格に関する行政事件訴訟法第9条の規定の趣旨につき、立法担当者の考えを示す杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」36・37頁は、「本条は、処分の取消しの訴え（第三条第二項）および裁決の取消しの訴え（第三条第三項）がともに主観訴訟として訴えの利益がある限り認められるものなること、原告となりうる者は必ずしも処分又は裁決の相手方に限られず、取消しを求めるにつき法律上の利益を有すれば足りること並びにこれら取消訴訟がこの点において民衆訴訟、機関訴訟と異なる性質および目的をもつものであることを明らかにした規定である。（二）本条は、取消訴訟の原告適格について係争の処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限ると規定しているが、これは、後に述べるように処分の効果がなくなった場合に常に訴えの利益が失われるか否かについて規定を設ける必要があるためと、民衆訴訟、機関訴訟について原告適格を規定したのに対応して、それら訴訟との性質の差異を明らかにする必要があるからにすぎないのであって、その内容は、特例法の下において一般理論として、原告適格について理解されていたところと異ならない。すなわち、法的に保護されている権利、利益を行政庁の行為によって侵害され、又は法律上の不利益を課されたもの（相手方たと第三者とを問わず）にしてはじめてその行為の取消しが、その権利、利益の救済に役立つわけであるから、その取消しを求めるにつき法律上の利益をもつといえることになるからである。そしてこの点は行政処分の取消しのみならず、公権力の行使に当たる事実行為の取消しの訴えの原告適格についても異なるところはない。いかなる場合に行政庁の行為による権利その他法的利益の侵害があったと認むべきか、また、いかなる場合に法律上の不利益を被ったか、その限界を劃することは、困難であり、学説判例の発展にゆだねざるを得ない。本条が「法律上の利益を有する者」と抽象的に規定したのは、そのためである。」としている。

判例は、「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上

保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである」としているが（注 10）このような判例の考え方に対しては、本検討会の意見の中にも、「個々の法律だけではなくて、憲法上保障された基本権もその中に埋め込んでいくべきだ。公益保護と区別された個別利益保護要件の解釈はやや厳格にすぎる」などの批判がされている（注 11）。

取消訴訟を含む抗告訴訟という訴訟類型は、裁判に対する抗告に類似する。「元来、「抗告訴訟」という用語は、行政庁の処分自体をあたかも第一審の裁判のごとくみて、これを不服として争うのは、訴訟手続上の抗告に類似するところから造られたもの」とされている（杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」9 頁）。取消訴訟の原型となった裁判に対する抗告で、行政処分と同様に第三者に対する効力を有する裁判に対するものに関する規定としては、非訟事件手続法第 20 条第 1 項、破産法第 112 条、会社更生法第 11 条、民事再生法第 9 条などがある（注 12）。これらの規定では抗告権者について、「裁判二因リテ権利ヲ害セラレタリトスル者」（非訟事件手続法第 20 条第 1 項）「裁判二付利害関係ヲ有スル者」（破産法第 112 条）「裁判につき利害関係を有する者」（会社更生法第 11 条、民事再生法第 9 条）と定めている。これらの規定における利害関係についても、法律上の利害関係をいうものと一般に解されている。

なお、行政手続法は、不利益処分のための聴聞に関する手続の参加人の範囲を「当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者」（第 17 条第 1 項）としている（注 13）。

（注 10）「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」（第 4 回検討会資料 3）2・3 頁参照

（注 11）上記本検討会における意見につき、「行政訴訟検討会における意見の概要（第 5 回検討会まで）」（第 6 回検討会資料 2）6～8 頁【原告適格】参照

（注 12）非訟事件手続法第 20 条第 1 項「裁判二因リテ権利ヲ害セラレタリトスル者ハ其裁判ニ対シテ抗告ヲ為スコトヲ得」

破産法第 112 条「破産手続ニ関スル裁判ニ対シテハ本編ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ裁判ニ付利害関係ヲ有スル者ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ裁判ノ公告アリタル場合ニ於テハ其ノ公告アリタル日ヨリ起算シテ二週間トス」

会社更生法第 11 条「更生手続に関する裁判に対しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告があった日から起算して二週間とする。」

民事再生法第 9 条「再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の規定がある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があった場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。」

（注 13）行政手続法第 17 条第 1 項「第十九条の規定により聴聞を主催する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。」

原告適格を「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」と定める第10条第1項の「取消しの理由の制限」の規定との関係や広義の訴えの利益との関係をどのように考えるか。この第10条1項の趣旨を限定し、より明確に書くべきとする考え方、第10条を削除すべきであるとの考え方があるかどうか。

(参照条文)

行政事件訴訟法第10条

(取消しの理由の制限)

- 第十条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。
- 2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した判決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、判決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

「取消しの理由の制限」を定める行政事件訴訟法第10条第1項の趣旨につき、立法担当者の考えを示す杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」40・41頁は、「本項は、取消訴訟において原告適格ある者について自己の法律上の利益に関係のない違法事由を主張して取消しを求めることを制限するにすぎないものであるから、原告適格とは別個の問題であり、したがって第九条とは別個に規定したのである。(二) 取消訴訟は、判決によって違法な行政作用を排除し、公益に資することを目的とするものではなく、行政庁の処分によって原告の被っている権利、利益の侵害の救済を目的とするものである。したがって取消訴訟において、原告は、その対象となる行政庁の処分について存する違法事由を主張しうるのであるが、その範囲は、自己の法律上の利益に関係のあるものに限らるべく、それに関係のない主張を許すことは、右の取消訴訟の趣旨に反するといわなければならない。本項は、従来の判例学説に従い、右の当然のことを規定したものである。・・・(中略)・・・「自己の法律上の利益に関係のない違法」とは、行政庁の処分に存する違法のうち、原告の権利、利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違背したのにすぎない違法をいう。たとえば、滞納処分たる差押、公売処分の取消訴訟において公売処分の抵当権者に対する通知を欠いたまま行われた違法は、担保権者の法益侵害であって、その所有者納税義務者たる原告の利益とは無関係であるから、その違法主張は許されない(東京地方昭和二八・八・一〇判決)、労働委員会の救済命令取消訴訟において、その命令が労働組合法第五条第二項の要件を欠く組合、すなわち、救済申立資格を欠く組合の申立に基づいたものであるから違法であるという使用者の主張は、右規定がもっぱら労働委員会の国に対する関係における義務を定めたもので、使用者に対する関係で、これを義務付けたものではないから、許されない(最高三小昭和三二・一二・二四判決)というが如きである。」としている。

しかし、このうち、「取消訴訟は、判決によって違法な行政作用を排除し、公益に資することを目的とするものではない」とするとの考え方については、行政訴訟の目的の捉え方との関係で、さまざまな見方があり得るところと思われる。韓国では、取消訴訟の原告適格については、わが国と同様に「取消訴訟は、処分等の取消しを求める法律上の利益がある者が提起することができる。」(韓国行政訴訟法第12条)と規定しているが、違法事由の主張を制限する規定はない。

なお、裁判に対する抗告において抗告権者を規定している場合でも違法事由の主張を制限した規定は見当たらず、その他の訴訟等の手続においても、行政事件訴訟法第10条第1項以外に、違法事由の主張を制限している規定の例は見当たらない。ちなみに、株式会社の総会決議の取消訴訟においても、「決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其ノ違反スル事実ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及ボサザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スルコトヲ得」(裁量棄却、商法第251条)という規定はあるが、違法事由の主張制限はない。

行政事件訴訟法第 10 条第 1 項の「取消しの理由の制限」について検討するに当たっては、原告適格や訴えの利益などの訴訟要件や特別の事情による請求の棄却（行政事件訴訟法第 31 条）の制度があるにもかかわらず、さらに取消しの理由の制限を必要とする根拠、「自己の法律上の利益に関係のない違法」についての判断が容易であるかどうか、さらには、その判断のためにさらに訴訟を複雑化させるおそれはないかどうか、などの点について、検討する必要がある。

取消訴訟は、当該処分又は判決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる、と定める第 9 条の規定を改正する必要があるか。

について改正の必要があるとした場合、どのような規定が適当か。その場合、裁判規範としての要件の明確性の要請との関係をどのように考えるか。

例えば、次のような考え方があるかどうか。

ア 処分の名あて人とされていない第三者の原告適格を広く認めるべきであるとの考え方

イ 事実上の不利益を被った者にも原告適格を認めるべきであるとの考え方

ウ 特定の者の個別的利益が害されているとは言い難い場合であっても原告適格を認めるべきであるとの考え方

エ ウの考え方につき、個人に原告適格が認め難い場合であっても、共通の利益を代表する団体に原告適格を認めて訴訟を行わせる団体訴訟制度を創設すべきであるとの考え方

オ 行政訴訟と民事訴訟との間で私人の権利保護の整合性を確保するため、行政訴訟の原告適格は民事訴訟における差止め訴訟の救済範囲と矛盾のないような範囲で認められるような制度とすべきであるとの考え方

カ 原告適格の認められる範囲につき、一覧表にしたり、定量的に規定するなど、できるだけ明確化・客観化すべきであるとの考え方

第三者の原告適格の範囲をどのようなものとするかについて、行政の領域は多様であり、第三者にもいろいろなタイプがあるので、行政事件訴訟法の改正によるよりは、必要に応じて、個別の行政実体法によってきめ細やかな対応をする方が望ましいとする考え方があるかどうか。

取消訴訟の原告適格に関する行政事件訴訟法第 9 条の規定の趣旨につき、本検討資料 9 ~ 10 頁参照。

（注 14）この点に関する本検討会での意見の概要につき、前掲（注 11）[10 頁]「行政訴訟検討会における意見の概要（第 5 回検討会まで）」（第 6 回検討会資料 2）6 ~ 8 頁【原告適格】参照

上記 エに関連して、司法制度改革推進計画では、「少数多数被害への対応」として、「いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会および経済産業省）」とされている点に留意する必要がある。

（注 15）アメリカでは、原告適格につき、合衆国法典第 5 編第 5 章（A P A）702 条第 1 文で「行政機関の行為により法的権利を侵害された者、または、行政機関の行為により、関係する制定法の範囲内で不利益を被る者は、その行為について司法審査を求めることができる。」と定めていること及びその位置付けにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果（アメリカ合衆国）」（第 7 回検討会資料 1）11・12 頁参照

フランスでは、原告適格に関し、行政裁判法典に明示的な規定はなく、一般的解釈論ないし判例上の問題であることにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果（フランス）」（第 7 回検討会資料 2）7・8 頁参照

ドイツでは、原告適格につき、行政裁判所法 42 条 2 項は、「法律に別段の定めがない限り、行政行為、または行政行為の拒否あるいは不作為により権利を侵害されている旨を原告が主張する場合にのみ、訴えは許容される。」と定めており、ドイツの判例におけるその解釈は、一般論としては日本で判例が行政事件訴訟法第 9 条の「法律上の利益」を判断する際に用いる基準と同様の考え方であることにつき、「行政訴訟関係法令 - ドイツ」(第 7 回検討会資料 7) 6 頁、「行政訴訟に関する外国法制調査結果 - ドイツ」(第 7 回検討会資料 3) 4 頁 17 項参照

イギリス(イングランド・ウェールズ)では、原告適格につき、最高法院法第 31 条第 3 項で「十分な利益」を有する者と定められ、その解釈が判例により具体化されていることにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果(イギリス)」(第 8 回検討会資料 1) 7 頁参照

EU(EC)では、取消訴訟につき、ヨーロッパ共同体を設立する条約第 230 条で、自然人・法人の場合には、対象とする個別的行為に「直接かつ個人的に」関係する場合に原告適格が認められることにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果(EU)」(第 8 回検討会資料 2) 4・5 頁参照

その他、原告適格に関する解釈上の差異が指摘されていることを含め、アメリカ・フランス・ドイツ・イギリス・EUにおける行政訴訟の原告適格につき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表(改訂版)」(第 8 回検討会資料 3) 13 ~ 15 頁参照

狭義の訴えの利益につき、たとえば次のような考え方があるかどうか。

ア 処分消滅後の訴えも名誉・信用の利益の保護の観点から認めるようにすべきであるとの考え方

イ 事業完成後の訴えも認めるようにすべきであるとの考え方

ウ 行政処分が自力執行されて訴えの利益が消滅した場合、その他、訴えの利益が消滅した理由が被告側にある場合の国家賠償訴訟においては、無過失責任を導入すべきであるとの考え方

狭義の訴えの利益とは、民事訴訟一般について訴訟要件として必要とされる訴えの利益である(「行政訴訟の対象及び類型に関する検討資料」4 頁参照)。狭義の訴えの利益について検討するに当たっては、違法な行政処分等からの救済の実効性を確保する見地から行政訴訟の特殊性をどう考えるか、それとの関係で民事訴訟の一般論との整合性をどう考えるか、民事訴訟との異なる制度を採用するとするのであればその根拠及び具体的な制度設計などの点について検討する必要がある。

処分の効果がなくなった場合の訴えの利益に関し、行政事件訴訟法第 9 条の括弧書きは、取消訴訟について原告適格を有する「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」が、「(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)」と規定している。この規定の趣旨につき、立法担当者の考えを示す杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」37 ~ 39 頁は、「これは、本来、取消訴訟がその処分等の執行後においても可能である場合を認めうるかどうかという訴えの利益に関する問題であるが、取消訴訟においては訴えの利益と原告適格とを区別して規定を設けることが困難であるのみならず、これを積極的に解するかぎり、原告適格と関連させてこの点を規定することもできるので便宜本条に掲げたものである。「利益がなければ訴えなし」の原則は、民事訴訟のみならず、法律に特に認められる場合にのみ許される民衆訴訟、機関訴訟を除く、すべての行政事件訴訟の基本原則でもある。したがって、これを取消訴訟についていえば、その対象たる処分又は裁決が不存在若しくは無効であるか、取消しの権限のある行政庁により取り消される等によって処分自体の効力がない場合に訴えの利益がないことはいうまでもない。問題は、処分または裁決の効果がなくなった(失効等)ときである。取消訴訟をもってもっぱら係争の処分または裁決の効力の排除のみを目的とする訴訟と解するならば、その目的は、その処分ま

たは裁決の失効によって失われ、訴えは却下されることになる。しかし、取消訴訟を現に原告の被っている権利、利益の侵害に対する救済を目的とするものであると考えるならば、その失効後においても、救済の必要と可能性は必ずしも常に消滅するものとはいえない。その処分等の取消しを求めなければ回復できないような権利等法律上の利益が残存する限り、処分または裁決の効力とは無関係に、訴えの利益は失われないと解されてよいはずである。本条は、この点について従来、学説、判例が分れていたのにかんがみ、この見解を正当として明文化したものである。・・・(中略)・・・「なお処分または裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する」とは、係争の処分等の違法であることを確定し、それを遡及的に取り消すという取消判決の効力によって回復しうる権利、利益の残存することをさすのである。免職や除名などの処分後任期満了の場合のように、その処分の取消しを求めなければ行使することができない報酬、給与請求権がこれに該当することはもちろんである。係争の違法な処分(主として制裁的処分)に原因する名誉信用等人格的利益の侵害、係争処分が被処分者の他の紛争の解決に有利に役立つ可能性があること等は、いずれもここにいう処分等の取消しにより回復すべき法律上の利益に該当しないと解すべきであろう。なお、行政庁の違法な処分を理由として、国家賠償を請求しうる利益がこれに該当しないことはいうまでもない。損害賠償の請求は、その原因たる行為について取消判決をうけた上でなければ請求できないものではないからである。」としている。

なお、行政事件訴訟法第21条第1項は、国又は公共団体に対する請求への訴えの変更につき、「裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもって、訴えの変更を許すことができる。」と規定しているところ、この規定の趣旨につき、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」72頁は、「取消訴訟では、その係属中往々その対象たる処分が法令の規定によりあるいは処分の附款たる解除条件の成就、期間の満了、目的物件の滅失その他の事由によって失効し、その取消しを受ける訴訟利益の消滅をきたすこともあり、その他取消訴訟を維持しがたくなる事由の判明する場合もある。かような場合には、その訴訟に現われた資料をそのまま利用できる他の訴え、たとえば、違法処分を理由とする損害賠償等の請求に変更して訴訟を維持させることが、原告の救済のためにも、また訴訟経済の上からいっても望ましいわけであるが、このためには、取消訴訟を損害賠償のような異種の訴訟手続でしかも被告の変更を伴う訴えに変更することができる旨を明文をもって規定しておく必要がある。」としている。

狭義の訴えの利益の消滅が問題となった最高裁判所の裁判例としては、「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」(第4回検討会資料3)12および14の判決が挙げられる。

(注16) アメリカ・フランス・ドイツ・イギリス・EUにおける狭義の訴えの利益の消滅に類する議論の状況につき、法令上は、ドイツで行政行為が消滅した場合につき継続確認訴訟の制度が定められているほか特段の規定はないが、日本との解釈上の差異も指摘されていることにつき、「行政訴訟に関する外国事情調査結果一覧表(改訂版)」(第8回検討会資料3)16・17頁参照

4 被告適格

取消訴訟の被告適格につき、第 11 条第 1 項は、原則として、「処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。」と定め、第 38 条第 1 項は、この規定を取消訴訟以外の抗告訴訟に準用している。

取消訴訟その他の抗告訴訟の被告適格について改正すべき点があるか。

例えば、行政庁を被告として提起しなければならないと定める第 11 条第 1 項本文の規定を改め、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起するものとすべきであるとの考え方があるがどうか（第 11 条第 2 項参照）。

原告が重大な過失により被告を誤ったときでも、被告の変更を柔軟に認めるべきであるとの考え方があるがどうか（第 15 条第 1 項参照）。

（参照条文）

行政事件訴訟法第 11 条

（被告適格）

第十一条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

行政事件訴訟法第 15 条第 1 項

（被告を誤つた訴えの救済）

第十五条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

取消訴訟の被告適格を行政庁と定める行政事件訴訟法第 11 条の立法趣旨は、「対立する権利主体が互に自己の権利義務について争う民事訴訟と異なり、行政庁の権限の行使の適法性を問題とする取消訴訟においては、被告は当該行為の適否を争う相手方として適切な者であれば足り、必ずしも行政主体（国または公共団体）であることを要するものではない。かような意味で、取消訴訟について、自己の意思を行政主体の意思として発動できる権限を法令上与えられ、その行為をしたことについて当面の責任があるその行政庁を訴訟の被告適格あるものとするとはきわめて合目的といえることができる。のみならずこれは、行政主体を被告と定めるよりも、訴えの提起に当って被告となるべき者を判りやすくし、被告適格者を誤るおそれを少なからしめる利点がある。たとえば都道府県知事、市町村長の行う処分のごとき、その処分庁は明らかであるが、それが国の事務か、都道府県のお事務か、市町村のお事務か被処分者にとって明白でない場合が少なくなく、その事務の帰属する行政主体がいずれであるかをみわけることは容易ではないからである。」（杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」44～45頁）とされている。

しかしながら、民事訴訟においては、被告を含む当事者は権利主体であることが原則であることに加えて、實際上、法律の規定に基づき、行政主体の内部において行政権の行使が委任され、あるいは代理される事例は多数あり（たとえば地方自治法第 153 条（注 17））。このような場合において、処分をした行政庁が行政主体内部のいずれであるかが判明しにくい場合が少なくないことからすると、行政庁を取消訴訟の被告適格があるものとするのが必ずしも合理的ではない。さらに、上記の立法趣旨は、機関委任事務制度、すなわち地方公共団体の執行機関、特に知事及び市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる仕組みがあった立法当時においては、それなりの意義を有していたものと理解できるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号、いわゆる地方分権一括法）の施行による地方自治法の改正により、機関委任事務制度は、平成 12 年 4 月から廃止された（注 18）。その結果、現在においては、立法当時考えられていた「都道府県知事、市町村長の行う処分のごとき、その処分庁は明らかであるが、それが国の事務

か、都道府県の事務か、市町村の事務か被処分者にとって明白でない場合」を想定する必要はないと考えられる。

したがって、現在の法制度を前提とすると、取消訴訟においても、行政庁を被告とするのではなく、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告とすることとした方が、簡明であり、国民にとって利用しやすいのではないかと考えられる。ちなみに行政処分の適法性が争われる場面でも、行政庁ではなく国又は公共団体を被告とする場合は現行法制の中に既に存在する。行政事件訴訟法第 11 条第 2 項は、処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告とすべき場合もあることを既に承認しており、国家賠償請求訴訟においては、行政庁のした処分の違法が争点となる場合であっても、民事訴訟の基本原則により、被告は行政主体となっているからである。

(注 17) 地方自治法第 153 条第 1 項「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。」

同条第 2 項「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。」

(注 18) 機関委任事務廃止の経緯については、松本英昭著「要説 地方自治法」125 ~ 129 頁参照

(被告を誤った訴えの救済)

被告を誤った訴えの救済についての行政事件訴訟法第 15 条第 1 項については、「特例法第 3 条は、行政権限を行使した当面の責任者として、「処分をした行政庁」を被告とすべきものとしている。しかし、たれがそれに該当するかは必ずしも容易に判定し得ない。したがって、故意または重大な過失がなくとも「被告とすべき行政庁」を誤って出訴する場合も少なくないわけであるが、その場合にその訴えを不適法として却下すると、改めて正当な被告に対して出訴しようとしてもすでに出訴期間の経過によって不可能となるおそれがある。そこでかような場合の救済として、原告に被告を変更する権利を認める、すなわち、原告が被告を変更した場合には、あらたな被告に対する訴えは、最初の訴えが提起されたときに提起されたものとする。また、最初の訴えは、被告を誤った訴えであり、もはや存在の意義がないから、これについては取り下げがあったことにする、というにあったと思われる。本法はすでにのべたように、取消訴訟の被告適格について相当詳細な規定を整備したのであるが、なお、この種の規定の必要が消滅したとはいえないので、本条において右と同趣旨の規定を設けることにした」とされている(杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」59 ~ 60 頁)。

被告を誤った訴えの救済の範囲について検討するに当たっては、被告適格を行政庁と定める趣旨、同一の行政主体の内部における被告の場合なども含め被告の変更により新たに被告とされる者が受ける不利益の程度と出訴期間の定めにより原告が受ける不利益の程度との相関関係などの点について検討をする必要がある。

5 出訴期間

第 14 条は、取消訴訟の出訴期間について規定し、第 14 条第 1 項は、原則として、「取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月以内に提起しなければならない。」と定め、さらに、第 14 条第 3 項は、「取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。」と定めている。

出訴期間を設ける趣旨をどのように考えるか。

取消訴訟の出訴期間について改正すべき点があるか。

例えば、次のような考え方があるがどうか。また、個別の処分について特例を設ける必要性についてどのように考えるか。

ア 原則として、第三者に法律上の利害のない処分については、出訴期間の制限は廃止すべきであるとの考え方

イ 「取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月以内に提起しなければならない。」と規定する第 14 条第 1 項の規定につき、この出訴期間を、例えば「処分又は裁決があったことを知った日から六箇月以内」に延長すべきであるとの考え方

ウ 審査請求に対する裁決があったときの処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間について、「裁決があったことを知った日又は裁決の日から起算する」と定める第 14 条第 4 項の規定につき、「裁決があったことを知った日又は裁決の日の翌日から起算する」ことに改めるべきであるとの考え方

エ 取消訴訟の出訴期間の経過後でも、無効確認訴訟で救済を求めることのできる範囲をより拡大すべきであるとの考え方

(参照条文)

行政事件訴訟法第 14 条

(出訴期間)

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第一項及び前項の期間は、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する。

出訴について期間の制限のあることは、取消訴訟の大きな特色である。これは行政庁の処分は相手方の利害に関するだけでなく、一般公共の利害にも関係するところが大きいのので長くその効力を不確定な状態におくことを避くべきであるとする考え方によるものである(杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」55 頁参照)。出訴期間について、他の法律に特別の定めがある場合があるには、その定めによる(行政事件訴訟法第 1 条)(注 19)。

(注 19) 行政事件訴訟法第 1 条「行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」

(現行の行政事件訴訟法の出訴期間の根拠)

取消訴訟の出訴期間は、行政事件訴訟特例法第 5 条第 1 項においては、「処分のあつたことを知つた日から六箇月以内」に提起しなければならないと規定していたが、行政事件訴訟法の制定に際し、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項において「取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月以内に提起しなければならない。」と規定し、処分のあつたことを知つた日を基準とする出訴期間を短縮している。その理由は、「(1)この出訴期間は原告が処分を知つた日から算定されるものであり、しかも不変期間として一定の条件の下に(民

訴法第 159 条（現行民事訴訟法第 97 条第 1 項）（注 20）期限後の出訴をも救済し、さらに処分について審査請求があったときは、その期間は進行せずこれに対する判決があった日から起算されることを建前（第四条）とするものであって、従来の出訴の状況に照らしてもこの程度の短縮をもって出訴権の行使に支障をきたすとは考えられないこと、(2)一般法である本法における出訴期間の定めが長期に失すると、かえって、各種の特別法においてより短期の出訴期間の特例を定める傾向を促し、その間に不統一を生ずる弊害のあること、(3)諸国の立法例でも、六箇月のごとき長期の出訴期間を認めているものはないことなどである」とされている（杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」55 頁参照）。

根拠法	処分を知った日からの出訴期間	処分の日からの出訴期間
行政裁判法（明23法48）		処分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内
日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の急務的措置に関する法律（昭22法75）	他の法律に特別の定めがあるものを除いて、処分があったことを知った日から六箇月以内、	処分の日から三年以内
行政事件訴訟特例法（昭23法81）	処分のあつたことを知った日から六箇月以内、	処分の日から一年以内
行政事件訴訟法（昭37法139）	処分又は判決があつたことを知った日から三箇月	処分の日から一年以内

（諸外国の制度の現状について）

アメリカ 個別法上の司法審査訴訟規定では、60 日としている例が多いが、90 日や 30 日の例もある。

フランス フランス行政訴訟法典 R421-1「公土木の領域を除き、裁判所は決定に対する申立ての方法でなされる訴えのみを受理し、この訴えは、係争の決定の送達又は公示の日から起算して 2 箇月のあいだのみ受理される。」

ドイツ ドイツ行政裁判所法第 74 条第 1 項「取消訴訟は、異議決定の送達後 1 ヶ月以内に提起せねばならない。第 68 条により異議決定が不要な場合、訴えは行政行為が知らされてから 1 ヶ月以内に提起せねばならない。」

イギリス 民事訴訟手続規則第 54 部 54.5「(1)請求書は、次のように提出されなければならない。(a)迅速に、かつ、(b)いかなる場合も、請求をなすための根拠が最初に生じてから 3 ヶ月以内に」

EU ヨーロッパ共同体を設立する条約（EC 条約）230 条〔議決審査権、個人の出訴権〕「……（略）……自然人または法人は、同じ条件で、自己に宛てられた決定、または、規則の形をとるかあるいは他者に宛てられた決定であるけれども、直接かつ個人的に関係ある決定に対し、提訴することができる。……この条に定める手続は、措置の公表、または原告への通知、もしくはそれがない場合には、原告がそのことを知った日から 2 か月以内にとられなければならない。」 取消訴訟。

ヨーロッパ共同体を設立する 232 条〔理事会または委員会の不作為に対する訴訟〕「この条約に違反して、ヨーロッパ議会、理事会または委員会が議決を怠った場合には、構成国および共同体の他の機関は、この違反を確認させるため裁判所に提訴することができる。……この訴訟は、当該機関が事前に議決を行うことを求められた場合のみ認められる。そのように求められてから 2 か月以内に当該機関が態度を明らかにしなかった場合には、その後の 2 か月以内に提訴することができる。……（略）……」 不作為違法確認訴訟。

（注 20）民事訴訟法第97条第1項「当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。」

(注 21) 出訴期間に関する本検討会での意見の概要につき、「行政訴訟検討会における意見の概要(第 5 回検討会まで)」(第 6 回検討会資料 2) 10 ~ 11 頁【出訴期間】参照

(注 22) 出訴期間に関し、意見募集の結果につき、「行政訴訟制度の見直しについての意見募集の結果について 項目による分類」(第 7 回行政訴訟検討会資料 9-2) 3-5 出訴期間参照

出訴期間について他の法律に本条と異なる出訴期間に関する規定(注 23)があるときは、その特別規定が優先的に適用されることとなる(行政事件訴訟法第 1 条「行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」)。

なお、株主総会決議取消しの訴えについては、3 か月の出訴期間が定められている(商法第 248 条第 1 項「決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス」)。

また、行政処分と同様に第三者に対する効力を有する裁判に対する抗告の抗告期間については、公告の日から 2 週間となっている(前掲(注 12) [10 頁]のうち破産法、会社更生法及び民事再生法参照)。

(注 23) 別紙 9「出訴期間の特例規定一覧」(32 頁以下)参照

(ウの考え方について)

行政事件訴訟法第 14 条の定める出訴期間の起算日について、立法担当者の考えを示すものとして、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」59 頁は、「本条は出訴期間の起算日を特に指定していないから、3 箇月または 1 年の期間は、民事訴訟法第 156 条(現行民事訴訟法第 95 条第 1 項)(注 24)により民法の期間計算に関する原則規定に従い、上述した意味での「処分または裁判があったことを知った日」または「処分または裁判の日」の当日は算入せず翌日から暦に従って計算すべきものと解する(第 7 条参照)。なお、本条第 4 項は、「裁判があったことを知った日又は裁判の日から起算する。」と規定するので、法令の用語例に従って、期間は初日が算入されよう。」としている。判例も、「行政事件訴訟法 14 条 4 項を適用して取消訴訟の出訴期間を計算する場合には、裁判があったことを知った日又は裁判があった日を初日とし、これを期間に算入して計算すべきものと解するのが相当」としている(最高裁判所昭和 52 年 2 月 17 日第一小法廷判決・民集 31 卷 1 号 51 頁参照)。

その結果、仮に、処分についての審査請求がされてその裁判があった場合には、裁判の取消しの訴えと処分の取消しの訴えが裁判を知った日から 3 箇月後の同じ日に提起されたときでも、裁判の取消しの訴えは適法とされるのに(行政事件訴訟法第 14 条第 1 項) 処分の取消しの訴えは不適法とされる(行政事件訴訟法第 14 条第 4 項)。

しかし、一般的な立法例では、他の規定で定められた期間について、同じ趣旨で同様の基準日を基礎として同じ期間を定めるために起算日のみを別に定める法律の規定では、他の規定と同様の基準日を基礎としつつその基準日の翌日を起算日とするのが立法の通例である。たとえば、特許法第 173 条は、再審の請求期間を定めているが、原則として、「再審は、請求人が取消決定又は審決が確定した後再審の理由を知った日から三十日以内に請求しなければならない。」(特許法第 173 条第 1 項)と定め、「請求人が法律の規定に従って代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があつたことを知った日の翌日から起算する。」(特許法第 173 条第 3 項)と定めている。行政事件訴訟法第 14 条第 4 項は、このような立法の通例と異なって第 14 条第 1 項と同様の基準日を採用して同じ趣旨で同じ長さの出訴期間を定める趣旨で別の起算日を定めるものであるにもかかわらず、その基準日の翌日ではなく、基準日当日を起算日としているために、国民に理解しにくい規定となっていると考えられる。

(注 24) 民事訴訟法第 95 条第 1 項「期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。」

(エの考え方について)

取消訴訟と無効の行政処分との関係について、判例は、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白であつて当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合

を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」としている（最高裁判所昭和 30 年 12 月 26 日第三小法廷判決・民集 9 卷 14 号 2070 頁）（前掲（注 2）[5 頁]で引用の別紙 1「公定力」について判示したと解される最高裁判所の裁判例」[21 頁]参照）。なお、処分の日を基準とする出訴期間について、行政事件訴訟法第 14 条第 3 項ただし書は、正当な理由があるときは、出訴期間経過後でも取消訴訟を提起することができることを定めていることに留意する必要がある。

6 出訴期間等の教示義務

例えば、行政庁は、取消訴訟の対象となる処分又は裁決を書面でする場合には、処分の相手方に対し、当該処分について取消訴訟を提起することができる旨、並びに被告とすべき行政庁、出訴期間及び不服申立前置の有無等を教示しなければならないものとする規定を設けるべきであるとの考え方があるかどうか（行政不服審査法第 57 条参照）。

取消訴訟の対象となる行政庁の処分が何であるかについては、本検討資料 6～8 頁のとおり、判例においても争われているところであり、課税処分など処分が何かが明確な場合も少なくないが、多様な行政活動のうち何が行政庁の処分に当たるかが一般国民にとって明確であるとは必ずしもいえないと思われる。それにもかかわらず、現行の行政事件訴訟法第 14 条によれば、ある行政活動が取消訴訟の対象である「行政庁の処分」であるとされた場合には、その行政活動に対しては、一定の出訴期間内に取消訴訟を提起しなければ、違法な行政活動であってもその効力を争うことができないことになる。しかし、行政事件訴訟法はもちろん、行政手続法その他の行政手続に関する法律においても、行政庁が、取消訴訟の対象となる行政庁の処分を行うに当たって、それが一定の期間内に訴えを提起しなければ効力を争うことができなくなる行政庁の処分であることについて教示する義務を設けた規定は見当たらない。

これに対して、行政不服審査法第 57 条第 1 項は、審査庁等の教示義務について、「行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において単に「不服申立て」という。）をすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。」と規定している。教示を怠った場合の効果については、教示をしなかった場合の不服申立てについて、行政不服審査法第 58 条第 1 項は、「行政庁が前条の規定による教示をしなかったときは、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。」と規定しているほかには、特段の規定は設けられていない。

出訴期間等の教示義務について検討するに当たっては、教示義務を設ける要件、教示の内容、教示を怠った場合の効果などをどのようなものとするか、などの点について検討する必要がある。

別紙 1

「公定力」について判示したと解される最高裁判所の裁判例

1 最高裁昭和 30 年 12 月 26 日第三小法廷判決（民集 9 卷 14 号 2070 頁）

訴願裁決庁がその裁決を自ら取り消すことが違法な場合であつても、その違法は、取消処分を当然無効ならしめるものではないとされた事例

本判決は、耕作権の確認と土地の引渡しを求めて提起された民事訴訟において、「訴願裁決庁が一旦なした訴願裁決を自ら取り消すことは、原則として許されないものと解すべきであるから（昭和二六年（オ）九一五号昭和二九年一月二一日当裁判所第一小法廷判決、集八巻一号一〇二頁参照）茨城県農地委員会が被上告人の申出により原判示の事情の下に先になした裁決を取り消してさらに訴願の趣旨を容認する裁決をしたことは違法であるといわねばならない。しかしながら、行政処分は、たとえ違法であつても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解すべきところ、茨城県農地委員会のなした前記訴願裁決取消の裁決は、いまだ取り消されないことは原判決の確定するところであつて、しかもこれを当然無効のものとして解することはできない。」と判示して、違法ではあるが有効な訴願裁決に基づく法律関係を前提として原告（上告人）の請求の当否について判断し、その請求を認めず、上告を棄却した。

2 最高裁昭和 31 年 7 月 18 日大法廷判決（民集 10 卷 7 号 890 頁）

内務大臣が認定を誤り旧国籍法七条二項五号に反して帰化を許可しても、その許可は無効ではないとした事例

本判決は、帰化の許可処分は法律上無効であり被告（被上告人）は日本国籍を取得しなかつたとして、その日本国籍を有しないことの確認を求めた訴訟につき、「一旦内務大臣がかかる条件を具備するものと認定してその帰化申請を許可した以上、仮りにその認定に過誤があり、客観的には該条件を具備しない申請人に対して帰化を許したこととなるような場合においても、かかる瑕疵を理由として取消の問題を生ずるか否かは格別少くともその許可処分を目して法律上当然無効となすべきいわれはない。けだし国家機関の公法的行為（行政処分）はそれが当該国家機関の権限に属する処分としての外観的形式を具有する限り、仮りにその処分に関し違法の点があつたとしても、その違法が重大且つ明白である場合の外は、これを法律上当然無効となすべきではないのであり、そして前示認定上の過誤の如きものが、ここにいわゆる重大且つ明白なる違法といい得ないこと勿論だからである。」と判示して、請求を認めた原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。

処分の取消しの訴えの対象に関する判例の考え方

～ 「行政庁の処分その他公権力の行使」に該当するか～

判例： 「行為の公権力性」と 「法律上の地位に対する影響」が必要

1 行為の公権力性

行政庁が優越的な地位に立つて行う行為は・・・違法建築物除却命令

対等の立場で行う行為は×・・・売買契約による物品購入

(注) なお、給付行政の分野等においては、行政庁と相手方との基本的な関係が私法上のものとされる場合であっても、その根拠となる行政法規が、立法政策上、これに公権力の行使としての性質を付与する場合がある(いわゆる形式的行政処分)。

2 法律上の地位に対する影響：国民の権利義務に直接の影響を与える行為

行政庁の内部的行為⇒外部(国民)の権利義務に影響せず×・・・通達

一般処分：不特定多数の者を対象⇒抽象的・一般的なので×?・・・告示

段階的行為⇒最終的な効果が発生する段階の行為は・・・行政計画

ごみ焼却場の設置の過程における各行為の「行政処分」性

ごみ焼却場設置用地取得	・・・ <u>売買契約等の私法上の行為</u> であれば処分性なし 収用なら処分性あり
↓	
設置計画策定	・・・行政庁の <u>内部的行為</u> であり処分性なし
↓	
起工決定	・・・行政庁の <u>内部的行為</u> であり処分性なし
↓	
ごみ焼却場建設工事請負契約	・・・ <u>私法上の行為</u> であり処分性なし
↓	
建設工事	・・・請負業者の <u>事実行為</u> であり処分性なし

検討を要すると思われる点

一連の行為を一体のものとして「行政処分」と捉える考え方についてどのように考えるか。その考え方による場合公定力の及ぶ範囲をどのように考えるか。

上記の過程による各行為のいずれもが行政処分でなければ、何ら公定力を生ずる行為はないから、民事訴訟により建設工事の差止めを求めることは妨げられないと考えられるが、この方法による救済について十分であるか。他に何らかの種類の行政訴訟による救済を認める必要があるか。

* なお、設置しようとしている施設が都市計画法第 4 条第 5 項、第 11 条の「都市施設」に当たるとして都市計画決定をし、都市計画事業としてその事業の認可（同法第 59 条）を受けて設置をする場合には、同認可を行政処分としてその取消しを求めることが考えられるが、上記においてはこの点を捨象してある。

別紙 4

行政の内部的行為の行政訴訟対象性に関する裁判例

1 最高裁判所

最高裁昭和34年1月29日第一小法廷判決（民集13巻1号32頁）

消防法第7条によつて消防長がした建築許可の同意・同意の拒絶または同意の取消は行政事件訴訟特例法にいう行政庁の処分ではない。

最高裁昭和37年7月20日第二小法廷判決（民集16巻8号1621頁）

農業委員会が国の所有農地についてした売渡決議および関係書類の知事への進達は、行政事件訴訟特例法にいう行政庁の処分ではない。

最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決（民集18巻8号1809頁。「行政訴訟の基本的な論点に関する判例」番号1）

行政庁の処分とは、・・・(中略)・・・行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成またはその範囲を確定することが法律上認められているものという

最高裁昭和43年12月24日第三小法廷判決（民集22巻13号3147頁）

昭和三五年三月八日付衛環発第八号都道府県等衛生主管部局長あて厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知は、宗教団体の経営する墓地の管理者は埋葬等を請求する者が他の宗教団体の信者であることのみを理由としてその請求を拒むことはできないからこの趣旨にそつて事務処理をすべき旨を求めた行政組織内部における命令にすぎず、従来の法律の解釈、事務の取扱を変更するものではあるが、墓地の管理者らにあらたに埋葬の受忍義務を課する等これらの者の権利義務に直接具体的な法律上の影響を及ぼすものではなく、墓地の経営者からその取消を求める訴を提起することは許されない。

最高裁昭和46年1月20日大法廷判決（民集25巻1号1頁）

農地法第80条に基づく農林大臣の認定は行政庁の内部的な行為であり、また、同条に基づく売払いは私法上の行為であつて、いずれも行政訴訟の対象となる行政処分ではない。

最高裁昭和53年12月8日第二小法廷判決（民集32巻9号1617頁）

全国新幹線鉄道整備法9条に基づく運輸大臣の工事実施計画の認可は、抗告訴訟の対象とはならない。

2 通達の取消しの訴えを適法とした裁判例

東京地裁昭和46年11月8日判決（行裁集22巻11・12号1785頁）

通達は、その内容が国民の具体的な権利義務ないしは法律上の利益に重大なかわりをもち、かつ、その影響が単に行政組織の内部関係にとどまらず外部にも及び、国民の具体的な権利義務ないしは法律上の利益に変動をきたし、通達そのものを争わせなければその権利救済を全からしめることができないよう特殊例外的な場合には、これを行政訴訟の対象としてその取消しを求めることが許される（特定の業者の製造にかかる函数尺を販売し、または販売のため所持することは、計量法第10条に違反する旨を明示した通達（昭和38年8月20日付38重局第1277号都道府県知事あて通商産業省重工業局長通知）が、抗告訴訟の対象となる行政庁の公権力の行使に当たり、かつ右製造業者はその取消しを訴求する原告適格を有するとした事例）

墓地、埋葬等に関する法律の解釈に関する通達と訴訟

墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）

第 10 条 「墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」

第 13 条 「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。」

第 19 条 「都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。」

第 21 条 「左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項又は第 12 条から第 17 条までの規定に違反した者」

厚生労働大臣

その宗派の宗教的感情を著しく害するおそれがある場合には、墓埋法第 13 条の「正当の理由」があるものとして埋葬等を拒んでも差し支えない

との通達を

依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由として求めを拒むことは「正当の理由」によるものとは認められない

と変更

⇐ 通達の取消訴訟

- 処分性（一般処分・成熟性）の問題
- * 処分性を肯定する場合には、出訴期間、公定力の有無・範囲についてどのように考えるか

⇐ 通達の違法・無効確認訴訟

- （当事者訴訟として）確認の利益の問題

⇐ 異教徒の埋葬の求めに応じる墓地埋葬法上の義務のないことの確認訴訟

- 確認の利益の問題

⇐ 墓地経営許可取消処分の差止め訴訟

- * 差止めの要件をどのように考えるか

都道府県知事

埋葬拒絶に対し、墓地経営許可取消処分

（墓地埋葬法第 19 条）

⇐ 墓地経営許可取消処分の取消訴訟

- 救済の遅延の問題（刑罰の危険を覚悟の上で、埋葬拒絶をし、経営許可取消処分を受けるか）

墓地の経営者・管理者

刑罰

（墓地埋葬法第 21 条）

⇐ 刑事訴訟において通達の違法性を主張

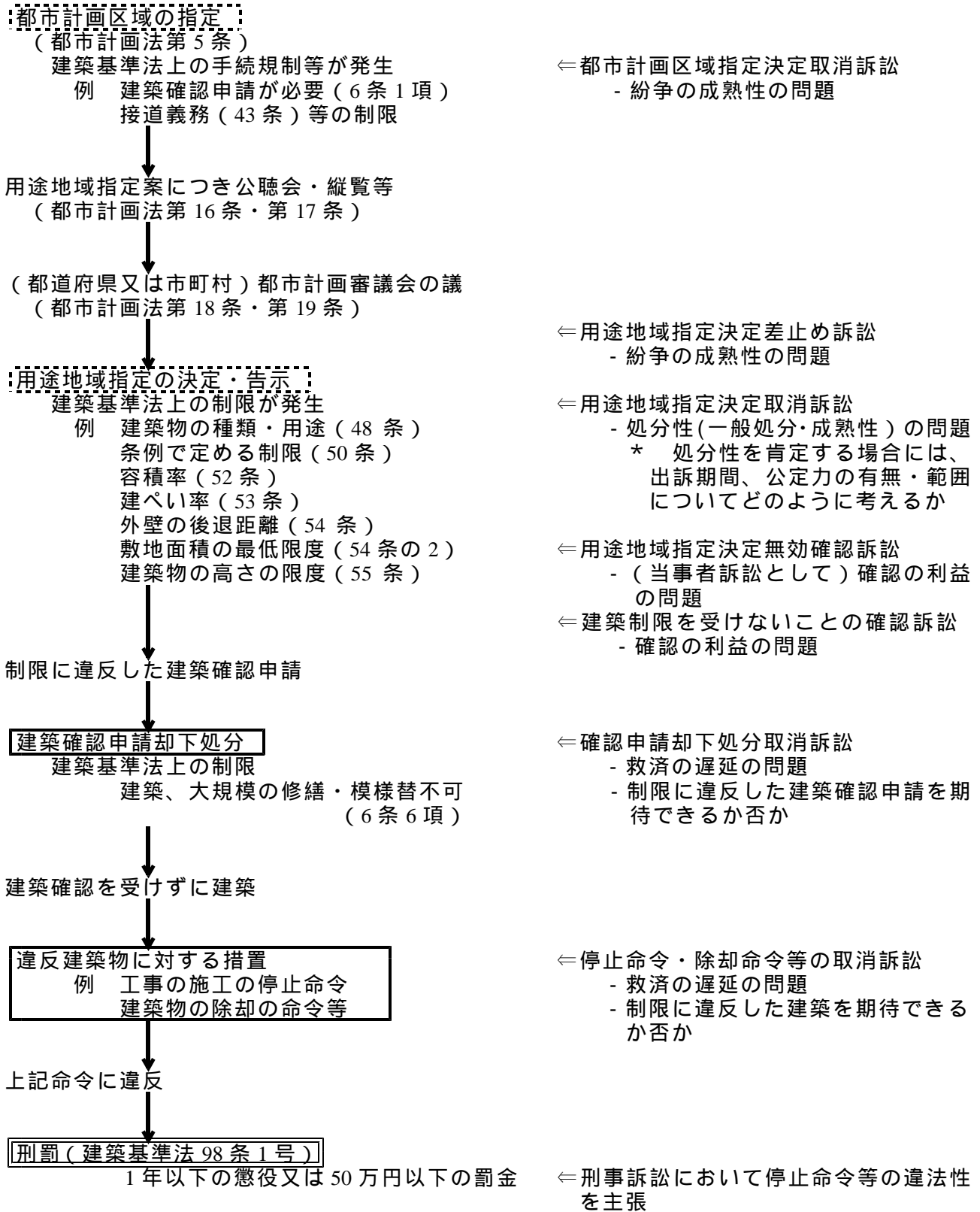
埋葬希望

埋葬拒絶

異教徒

（注）なお、各段階において、国家賠償請求による救済を求める余地がある。

用途地域指定の過程と不服の訴訟



(注)なお、各段階において、国家賠償請求による救済を求める余地がある。

別紙 7

「土地区画整理事業計画が抗告訴訟の対象となるか否かについて判断した最高裁判所の裁判例」

最高裁昭和 41 年 2 月 23 日大法廷判決・民集 20 卷 2 号 271 頁

判決要旨：土地区画整理事業計画の決定はその公告がなされた段階においても抗告訴訟の対象とならないと解すべきである。

「一、土地区画整理事業計画（その変更計画をも含む。以下同じ。）は、もともと、土地区画整理事業に関する一連の手続の一環をなすものであつて、事業計画そのものとしては、単に、その施行地区（又は施行工区）を特定し、それに含まれる宅地の地積、保留地の予定地積、公共施設等の設置場所、事業施行前後における宅地合計面積の比率等、当該土地区画整理事業の基礎的事項（土地区画整理法六条、六八条、同法施行規則五条、六条参照）について、土地区画整理法および同法施行規則の定めるところに基づき、長期的見通しのもとに、健全な市街地の造成を目的とする高度の行政的・技術的裁量によつて、一般的・抽象的に決定するものである。従つて、事業計画は、その計画書に添付される設計図面に各宅地の地番、形状等が表示されることになつており、特定個人に向けられた具体的な処分とは著しく趣きを異にし、事業計画自体ではその遂行によつて利害関係者の権利にどのような変動を及ぼすかが、必ずしも具体的に確定されているわけではなく、いわば当該土地区画整理事業の青写真たる性質を有するにすぎないと解すべきである。土地区画整理法が、本件のような都道府県知事によつて行なわれる土地区画整理事業について、事業計画を定めるには、事業計画を二週間公衆の縦覧に供することを要するものとし、利害関係者から意見書の提出があつた場合には、都道府県知事は、都市計画審議会に付議したうえで、事業計画に必要な修正を加えるべきものとしている（法六九条参照）のも、利害関係者の意見を反映させて事業計画そのものをより適切妥当なものとしようとする配慮に出たものにほかならない。

事業計画が右に説示したような性質のものであることは、それが公告された後においても、何ら変るところはない。もつとも、当該事業計画が法律の定めるところにより公告されると、爾後、施行地区内において宅地、建物等を所有する者は、土地の形質の変更、建物等の新築、改築、増築等につき一定の制限を受け（法七六条一項参照）また、施行地区内の宅地の所有権以外の権利で登記のないものを有し、又は有することになつた者も、所定の権利申告をしなければ不利益な取扱いを受ける（法八五条参照）ことになつており。しかし、これは、当該事業計画の円滑な遂行に対する障害を除去するための必要に基づき、法律が特に付与した公告に伴う附随的な効果にとどまるものであつて、事業計画の決定ないし公告そのものの効果として発生する権利制限とはいえない。それ故、事業計画は、それが公告された段階においても、直接、特定個人に向けられた具体的な処分ではなく、また、宅地・建物の所有者又は賃借人等の有する権利に対し、具体的な変動を与える行政処分ではない、といわなければならない。

二、もつとも、事業計画は、一連の土地区画整理事業手続の根幹をなすものであり、その後の手続の進展に伴つて、仮換地の指定処分、建物の移転・除却命令等の具体的な処分が行なわれ、これらの処分によつて具体的な権利侵害を生ずることはありうる。しかし、事業計画そのものとしては、さきに説示したように、特定個人に向けられた具体的な処分ではなく、いわば当該土地区画整理事業の青写真たるにすぎない一般的・抽象的な単なる計画にとどまるものであつて、土地区画整理事業の進展に伴い、やがては利害関係者の権利に直接変動を与える具体的な処分が行なわれることがあるとか、また、計画の決定ないし公告がなされたままで、相当の期間放置されることがあるとしても、右事業計画の決定ないし公告の段階で、その取消又は無効確認を求める訴えの提起を許さなければ、利害関係者の権利保護に欠けるところがあるとはいひ難く、そのような訴えは、抗告訴訟を中心とするわが国の行政訴訟制度のもとにおいては、争訟の成熟性ないし具体的事件性を欠くものといわなければならない。

更に、この点を詳説すれば、そもそも、土地区画整理事業のように、一連の手続を経て行なわれる行政作用について、どの段階で、これに対する訴えの提起を認めるべきかは、立法政策の問題ともいいうるのであつて、一連の手続のあらゆる段階で訴えの提起を認めなければ、裁判を受ける権利を奪うことになるものとはいえない。右に説示したように、事業計画の決定ないし公告の段階で訴えの提起が許されないからといって、土地区画整理事業によつて生じた権利侵害に対する救済手段が一切閉ざされてしまうわけではない。すなわち、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため、当該行政庁が、当該土地の所有者等に対し、原状回復を命じ、又は当該建築物等の移転若しくは除却を命じた場合において、それらの違法を主張する者は、その取消（又は無効確認）

を訴求することができ、また、当該行政庁が換地計画の実施の一環として、仮換地の指定又は換地処分を行なった場合において、その違法を主張する者は、これらの具体的な処分の取消（又は無効確認）を訴求することができる。これらの救済手段によつて、具体的な権利侵害に対する救済の目的は、十分に達成することができるのである。土地区画整理法の趣旨とするところも、このような具体的な処分の行なわれた段階で、前叙のような救済手段を認めるだけで足り、直接それに基づく具体的な権利変動の生じない事業計画の決定ないし公告の段階では、理論上からいつても、訴訟事件としてとりあげるに足るだけの事件の成熟性を欠くのみならず、實際上からいつても、その段階で、訴えの提起を認めることは妥当でなく、また、その必要もないとしたものと解するのが相当である。

されば、土地区画整理事業計画の決定は、それが公告された後においても、無効確認訴訟の対象とはなし得ないものであつて、これと同趣旨に出た原審の所論判断は、相当であり、論旨は、排斥を免れない。

よつて、民訴法三九六条、三八四条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官入江俊郎、同奥野健一、同草鹿浅之介、同石田和外、同柏原語六の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見により本文のとおり判決する。

裁判官奥野健一の反対意見は次のとおりである。

土地区画整理法（昭和三十七年法律第一六一号による改正前のもの。以下同じ。）の規定によれば、事業計画（または変更計画）が確定して公告されると、施行地区内において宅地建物を所有する者が、土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ないまたは政令に定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行うには、都道府県知事の許可を受けることを必要とし（七六条一項参照）これに違反すれば刑罰の裏付けをもつて、土地の原状回復または建物その他工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることとし（同条四項、一四〇条参照）、また所有権以外の権利で登記のないものを有しまたは有するにいたつた者は、書面をもつてその権利の種類及び内容を施行者に申告しなければ、無権利者または権利変動がなかつたものとして、不利益な取扱いを受けることになっている（八五条一項、五項参照）。

かくの如く土地区画整理事業計画によつて、施行地区内の土地所有者、賃借権者等が、その権利の行使を制限されることは明らかであるから、事業計画の決定は、少なくともそれが公告された段階においては、既に一の行政処分であつて、若し、その処分が違法であり、これにより権利の侵害を受けた者があるときは、その者は事業計画に対して行政訴訟を提起する法律上の利益を有するものと解すべきである。なお、このことは、土地区画整理法一二七条が同法に基づく処分に対し訴願の途を開いていることからみても、相当であるといえるであろう（昭和二四年一〇月一八日、当裁判所第三小法廷判決参照）。（尤も、右一二七条はその後改正され、行政上の不服を許さないことになつたけれども、だからといって、行政訴訟が禁止されるものでないことは、行政事件訴訟法が訴願前置主義を撤廃していることに鑑みても、明らかである。）もつとも、前記形質変更等の制限は、地区内の関係者全員に対して一律に課せられる義務であつて、特定の個人に対するものではないが、いわゆる一般的処分であつても、それが個人の権利、利益を違法に侵害するものであれば、行政訴訟の対象となり得ることは、既に承認されているところである。また、右形質変更等の制限は、事業計画そのものによつて生ずるものではなく、法律により、特に与えられた事業計画に伴う附随的な効果であるとしても、苟もそれによつて違法に個人の権利が侵害される限り、事業計画そのものに対して、違法処分による権利の救済を目的とする行政訴訟が許されないとする理由はない。

さらにまた、事業計画は、土地区画整理手続の一環をなすに過ぎないものではあるが、土地区画整理手続の根幹をなすものであつて、それが決定されると、法定の除外理由のない限り、そのまま実施され、爾後の手続は機械的に進められる公算が極めて大であるのであるから、かかる場合において、若し最初の段階における事業計画が、違法であるにもかかわらず、被害者をしてその後の仮換地の指定または換地処分のあるまで、拱手黙視せしめることは、不当に出訴権を制限するものであるばかりではなく、爾後の行為は無駄な手続を積み重ねる結果となり、手続の完成の段階における仮換地指定、換地処分に対する訴訟において、始めて事業計画が違法として、無効とされ、または取消されるとすれば、却つて混乱を増大する結果となる。これ恰も農地買収または土地収用の手続において、農地買収処分、収用委員会の裁決に対する出訴が許される外に、農地買収計画、土地収用の事業認定に対しても出訴が許されるものと解されるのと同様、土地区画整理事業において、仮換地の指定、換地処分に対して出訴が許される外に、事業計画自体について、その違法を理由とする出訴が許されて然るべきである。

具体的権利の変動を及ぼす仮換地指定または換地処分等が行われた場合に、その違法を主張する者は、これらの具体的な処分の取消（または無効確認）を訴求することができるから、これらの救済手段によつて、具体的な権利侵害に対する救済の目的は十分に達成することができる旨の多数意見の趣旨が、これらの最終の段階の処分に

対する訴訟において、事業計画の無効を先決問題として主張し得るとする趣旨であるとするならば、当然既に権利を違法に侵害された者に対し、それ以前においても事業計画の無効を主張せしめて然るべきであり、また、右多数意見の趣旨が当該具体的処分自体の違法を主張し得るに止まり、その基礎となつている事業計画の無効を先決問題として主張できないとする趣旨であるとするれば、違法な事業計画により権利を侵害された者の救済は遂に与えられないことになり、憲法三二条、裁判所法三条に違反することになる。

しかして、原判決の確定した事実によれば、・・・(中略)というのである。従つて、上告人らの本件事業計画(第二次変更計画)の無効確認を求める本訴は適法であつて、論旨は理由があり、本訴を不適法とした原判決および第一審判決は、破棄または取消を免かれず、本件を第一審裁判所に差し戻すべきである。

裁判官草鹿浅之介、同石田和外は、裁判官奥野健一の右反対意見に同調する。

裁判官入江俊郎は、奥野健一裁判官の反対意見と趣旨において同意見であり、これに同調するけれども、なお補足したいところもあるので、若干重複する点もあるが、私の反対意見を次のとおり表示する。

原判決は、土地区画整理法(昭和三十七年法律第一六一号による改正前の、本件に適用された同法をいう。以下同じ。)事業計画は、それが公告されると、同法七六条一項、八五条等により地区内の関係者にある種の規制が加えられることとなるけれども、それは一般的、抽象的のものであり、これらの規定に違反した者に対して、同法七六条四項、五項の原状回復、移転、除却を命ずる処分がなされて始めて直接具体的な権利変動を来たすものであることを理由とし、上告人中村五市、同岩波功以外の上告人らは、その権利につき未だ直接具体的な変動を受けていないから、本訴により事業計画の無効確認を求める法律上の利益を有せず、右上告人中村、同岩波は同法七七条二項の仮換地指定に伴う移転通知はなされたが、右両名は仮換地指定等の処分に対し不服申立をなし得るに止まり、本件事業計画に対してはその無効確認を求める法律上の利益を有せず、その請求はいずれも不適法であり、これを却下すべきものとし、本件控訴を棄却した。しかし、私は、次の理由により、右原判決を是認することを得ず、従つて、原判決を是認して上告を棄却することとした多数意見には賛成することができない。

一、なるほど、土地区画整理事業計画(その変更計画を含む。以下同じ。)自体は、一般的、抽象的のものであつて、個人を直接の相手方とし、その権利、利益の規制を定めたものではない。また、その公告も右事業計画を一般に公示するものであつて、形式的に見れば特定個人を相手方としてなされるものではなく、一般的、抽象的の行政庁の行為のごとくである。しかし、都道府県知事が土地区画整理事業を施行するに当つては、先ずその計画を定め、その事業内容を個別的、具体的に表示するのであるが、これが土地区画整理法所定の手続を経て公告された場合には、同法七六条一項により、同事業計画の具体的な内容に応じて、その地区内においては建築物の新築等が制限され、この制限は同条四項を通じて結局同法一四〇条により刑罰をもつてその履行が強制されることとなつており、また同法八五条により権利の申告をしなければならないなど、地区内の関係者の権利、利益に対し規制が加えられることとなるのである。そして、土地区画整理は、土地区画整理法の規定によりその計画の樹立、公告およびその実施等が、段階を追うて行なわれる行政庁の一連の行為であるが、右事業計画の公告は、前記法条の規定のあることを前提として行政庁によりなされるものであるから、公告自体の形式のみに着目すれば一般的、抽象的な行政庁の行為のごとく見えても、それは同時に、当然にその地区内における土地、家屋の所有者その他の個々の権利者は、同法七六条、八五条による規制を蒙ることとなり、これを放置することにより、後続または最終の処分によつて、その制約が具体的に確定してしまう危険が現実存在することを否定し得ず、行政庁は、事業計画の内容にかかる法律効果の伴うことを意図し、これを前提として事業計画の公告をするのである。いいかえれば、本件公告は、形式的には一般的、抽象的処分のごとくであるが、それによつて、同時に、当該個人の権利、利益を規制する効果を生ずることとなり、結局、公告された事業計画は、個人に対する個別的な処分たる性質をも併せ有するに至るものであつて、その面に着目すれば、行政事件訴訟特例法の適用については、公告を経た事業計画はこれを行政処分と見て、これに対して抗告訴訟を提起し得るものと解するのを相当とし(もちろん、この場合において不服の対象は、事業計画の内容およびその決定手続、公告手続等の違法問題に限るべく、事業計画の具体的内容で行政庁の裁量に属するものに及び得ないことは当然である。)多数意見のように、この段階では未だいわゆる訴訟の成熟性ないし具体的事件性を欠くものとは考えられず、従つて、本件事業計画の無効確認を求める訴の利益を否定すべきいわれはない。

二、もちろん、一連の手続を経て完成される行政作用については、中間段階の行政庁の行為につき、これに対する独立の出訴を認めず、単に異議、不服の申立等の行政上の手続をもつて争わせることとし、その後の段階においてはじめて訴訟をもつて争い得ることとしても、それによつてその個人の蒙る権利、利益の侵害が、結局、後の段階における訴訟によつて完全に救済し得るならば、それは立法政策上許されないことではない(例えば、

地方議会解散請求の受理や、立候補届出の受理のごときは、法律はそれ自体を直ちに独立の訴訟の客体とすることを認めず、一連の行為の最終段階の行為の取消または無効確認を求める訴訟で、右のような中間行為の違法を争わせることにしている。しかし、訴の利益を欠くか否かの問題は、人権保障の上からも、憲法三二条の精神からも極めて重大な事柄で、その判断は慎重を要すべきであり、訴の利益を欠くといえるためには、当該法律にその旨の明文の規定があるか、または、立法の趣旨に照らし、そのように解し得るものであると同時に、それが憲法三二条の裁判請求権を不当に制約するものでない合理的根拠のある場合でなければならない。これを土地区画整理法についてみると、本件当時の同法一二七条は、この法律に基づいてなした処分に対し不服のある者は、建設大臣に訴願することができる」と規定しているだけであつて、救済方法をそのみに限定したものと認められず、中間段階の訴訟を認めない旨の規定はないばかりでなく、本件事業計画は、前記のとおり公告によつて、個人の権利、利益に対し個別的、具体的制約を及ぼすに至るものである点を考えれば、かかる制約をもつて、単に法律が特に付与した公告に伴う附随的效果に止まるものであるとして、これに対する権利、利益の救済を目的とする訴訟を否定する多数意見は、土地区画整理法の合理的な解釈と認めがたく、また憲法三二条の法意にも副わないものである。

原判決は、「……これらの規定に違反した者に対し同法第七十六条第四項第五項の原状回復、移転、除却を命ずる処分がなされて始めて直接具体的な権利変動を来すものというべきである。」として、その段階に至つてはじめて出訴を認め得る旨を判示しているが、そのような個々の処分がなされるまでは、権利制限を受けたと主張する者を、訴えるに由なき状態のまま放置することは、徒らに形式にとらわれた考え方であつて、人権保障の見地からみても賛同し得ないばかりでなく、原判決のいう段階において出訴を認めるというのであれば、公告のなされた段階において出訴を認めて、速やかに人権保障の途を開き、またそれだけ早く違法な行政上の処分を是正し、その後を生ずることあるべき行政秩序の無用な混乱を未然に防止すべきであると考ええる。事業計画が健全な市街地造成のための長期的見通しの下になされる計画であるとか、当該土地区画整理事業の青写真であるとか、事業計画を定めるにつき土地区画整理法六九条の規定があるとかいうことは、本件公告がなされた段階において事業計画につき行政訴訟を認めることの何らの支障となるものではない。また、個人は必ずしも本件のような訴訟によらず、所有権に基づく妨害の排除または予防の請求訴訟を提起し得る途がないわけではないとしても、法律により規制を受ける個人の権利、利益には所有権以外のものも存在するし、またたとえそのような方法が別途認められているからといって、本件につき行政訴訟を否定する理由にならない。

本件類似の訴訟につき訴の利益を認めるか否かは、下級審において、積極、消極の裁判例の存するところではあるが、結局それは人権保障をその責務とする裁判所が、具体的各個の事案ごとに、その根拠法令の規定および憲法三二条の法意を、実体に即して勘案した上、ケース・バイ・ケースで判断すべきものである。そしてそのように考えると、この種の行政訴訟を認容する場合が将来次第に増加することになるかもしれないが、それが人権保障の上で必要なものであれば、裁判所としては徒らに消極になる必要はない。

なお、上述したところは、上告人中村五市、同岩波功についても同様である。なるほどこの両名は仮換地の指定等の処分を受けており、これに対し所定の手続により不服の訴ができるけれども、それだからといって、右両名が公告のなされた本件事業計画により、その権利、利益を具体的に規制されるに至つたことは他の上告人らと同様であり、本件事業計画に対し、その無効確認を訴求し得ないとする理由はない。

三、附言すれば、このような行政訴訟は民衆訴訟として認められているわけではないから、権利、利益を侵害されたと主張する者が、侵害されたとする自己の権利、利益に関する限度において訴訟関係が成立するものであることは、憲法および裁判所法の下において、司法権の性質からみて当然のことである。それ故、本件においては、無効確認といつても、それは上告人らの当該権利、利益に関する限度において無効が確認されることとなるものであり、また、もしそれが取消訴訟として提起された場合には、その取消は、同様に上告人らの当該権利、利益に関する限度において取り消されるものであり、本件公告は、形式的には一般的な行為ではあつても、それはこれらの訴訟によつて、事業計画が全面的に無効とされまたは取り消されるものでない。事実審においては、必要によりこの点を釈明し、また判決主文において、すくなくとも判決理由の記載において、その趣旨を明示することが望ましい。

よつて、上告理由は結局理由あるに帰し、原判決を破棄し第一審判決を取り消し、本件を第一審裁判所に差し戻すべきものとする。

裁判官柏原語六は、裁判官入江俊郎の右反対意見に同調する。」

土地区画整理事業の過程と不服の訴訟 (公共団体の施行する場合)



(注)なお、各段階において、国家賠償請求による救済を求める余地がある。

行政事件訴訟法第14条に定める取消訴訟の出訴期間の特例を定めた規定

省庁名	法律名	条項名	規定内容
総務省	地方税法	第19条の13	<p>第19条の4の規定は、行政事件訴訟法第8条第2項第2号又は第3号の規定による訴えの提起について準用する。</p> <p>【参照】 第19条の4 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第1号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。 一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して30日を経過した日 二 不動産等(国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等をいう。次号において同じ。)についての差押えその公売期日等(国税徴収法第111条に規定する公売期日等をいう。) 三 不動産等についての公告(国税徴収法第171条第1項第3号に掲げる公告をいう。)から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日</p>
	消防法	第6条第1項	<p>第5条の規定による命令又はその命令についての不服申立に対する裁決若しくは決定の取消の訴は、当該措置命令又は裁決若しくは決定の言渡の日から30日以内に、これを提起しなければならない。</p> <p>【参照】 第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。</p>
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	第77条第1項	<p>公正取引委員会の審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から30日(第8条の4第1項(独占の状態に対する措置)の措置を命ずる審決については、3箇月)以内に提起しなければならない。</p>

公害等調整委員会	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	第49条第1項	裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に提起しなければならない。
財務省	国税徴収法	第171条第2項	<p>前項の規定は、国税通則法第75条第1項第2号ロ若しくは第4項(始審的審査請求)の規定による審査請求又は同法第115条第1項第3号(訴えの提起の特例)の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第11条(災害等による期限の延長)又は第77条(異議申立ての期間)の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴については、「行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項又は第3項(出訴期間)の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。</p> <p>【参照】 第171条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第1号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議申立て(国税通則法第11条(災害等による期限の延長)又は第77条(異議申立ての期間)の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものを除く。)は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。 一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から2月を経過した日 二 不動産等についての差押 その公売期日等 三 不動産等についての第95条(公売公告)の公告(第109条第4項(随意契約による売却)において準用する第96条(公売の通知)の通知を含む。)から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日</p>
厚生労働省	労働組合法	第27条第6項	使用者が地方労働委員会の命令につき中央労働委員会に再審査の申立をしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該命令の交付の日から30日以内に、当該命令の取消しの訴を提起することができる。この期間は、不変期間とする。
農林水産省	漁業法	第113条第2項	<p>前項の規定による農林水産大臣の解散命令を違法であるとしてその取消しを求める訴えは、当事者がその処分のあつたことを知つた日から1月以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。</p> <p>【参照】 第113条 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて水産政策審議会が請求したときは、その解散を命ずることができる。</p>

経済産業省	特許法	第178条 第3項	<p>第1項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があった日から30日を経過した後は、提起することができない。</p> <p>【参照】 第178条 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。</p>
	実用新案法	第47条 第2項	<p>特許法第178条第2項から第6項まで(出訴期間等)及び第179条から第182条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。</p>
	意匠法	第59条 第2項	<p>特許法第178条第2項から第6項まで(出訴期間等)及び第179条から第182条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。(ただし、当事者訴訟もあり)</p>
	商標法	第59条 第2項	<p>特許法第178条第2項から第6項まで(出訴期間等)及び第179条から第182条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第179条中「第123条第1項若しくは第125条の2第1項」とあるのは、「商標法第46条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第52条の2第1項、第53条第1項又は第53条の2」と読み替えるものとする。(ただし、当事者訴訟もあり)</p>
	中小企業等協同組合法	第108条	<p>前条の場合については、私的独占禁止法第40条から第42条まで(公正取引委員会の権限)、第45条、第46条、第47条、第48条第1項、第3項及び第4項、第49条第1項、第50条から第53条の3まで、第54条第1項及び第3項、第54条の3、第55条第1項及び第2項、第56条、第57条、第58条第1項、第59条から第61条まで、第64条、第66条第2項、第69条から第69条の3まで、第70条から第70条の3まで)(事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手續)、第75条、第76条(雑則)、第77条、第78条、第80条から第83条まで並びに第88条(訴訟)の規定を適用する。</p> <p>【参照】 第107条 公正取引委員会は、組合(事業協同小組合を除く。)の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が百人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律の目的を達成するために、第108条に規定する手續に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。</p>

民衆訴訟について出訴期間を定めた規定

省庁名	法律名	条項名	規定内容
総務省	地方自治法	第74条の2 第8項	<p>市町村の条例の制定または改廃の請求者の署名簿の署名に関し第5項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から14日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。</p> <p>【参照】 第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。</p> <p>3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。</p> <p>4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。</p> <p>5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。</p>
		第74条の2 第9項	<p>第7項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から14日以内に高等裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p>

		<p>2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。</p> <p>4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。</p> <p>5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>7 都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から10日以内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。</p>
	第75条 第5項	<p>(第74条の2の準用)</p> <p>第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の50分の1の数について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から前条までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。</p>
	第76条 第4項	<p>(第74条の2の準用)</p> <p>第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。</p>
	第80条 第4項	<p>(第74条の2の準用)</p> <p>第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。</p>

		<p>第81条 第2項</p>	<p>(第74条の2の準用) 第74条第5項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第76条第2項及び第3項の規定は前項の請求について準用する。</p>
		<p>第86条 第4項</p>	<p>(第74条の2の準用) 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。</p>
		<p>第87条 第2項</p>	<p>(第118条第5項の準用) 第118条第5項の規定は、前条第3項の規定による議決についてこれを準用する。</p>
		<p>第118条 第5項</p>	<p>第1項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から21日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から21日以内に裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。</p>
		<p>第127条 第4項</p>	<p>(第118条第5項の準用) 第118条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。</p>

		<p>第242条の2 第2項</p>	<p>前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。</p> <p>一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内</p> <p>二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から30日以内</p> <p>三 監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合は、当該60日を経過した日から30日以内</p> <p>四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内</p> <p>【参照】</p> <p>第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求</p> <p>二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求</p> <p>三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求</p> <p>四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求</p>
--	--	------------------------	---

		<p>第291条の6 第1項</p>	<p>(第2編第5章の準用) 第2編第5章(第85条を除く。)及び第252条の39(第14項を除く。)の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章(第74条第1項を除く。)の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第74条第1項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、第252条の39第1項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
		<p>第291条の6 第5項</p>	<p>(第74条の2の準用) 第74条第5項の規定は請求権を有する者及びその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第6項から第8項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第2項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第74条第5項中「第1項の選挙権を有する者」とあるのは「第291条の6第2項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)」と、同条第7項並びに第74条の4第3項及び第4項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>【参照】 第74条 5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。</p>

市町村の合併の特例に関する法律	第4条の2 第30項	<p>(地方自治法第74条の2の準用)</p> <p>地方自治法第74条第5項の規定は、前条第1項若しくはこの条第1項の選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は前条第11項若しくはこの条第15項の選挙権を有する者の総数の6分の1の数について、同法第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで、第8項及び第10項から第13項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定は、前条第1項若しくは第11項又はこの条第1項若しくは第15項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第74条の2第10項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第11項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から20日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第12項中「第8項及び第9項」とあるのは「第8項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第13項中「第8項及び第9項」とあるのは「第8項」と読み替えるものとする。</p>
	第4条の2 第32項	<p>(公職選挙法の準用)</p> <p>政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、前条第14項又はこの条第21項の規定による投票について準用する。</p> <p>【参照】</p> <p>第4条 14 第10項又は第11項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。</p> <p>第4条の2 21 第14項又は第19項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。</p>

公職選挙法	第25条 第1項	<p>前条第2項の規定による決定に不服がある異議申出人又は関係人は、当該市町村の選挙管理委員会を被告として、決定の通知を受けた日から7日以内に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第24条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。</p>
	第30条の9 第1項	<p>第25条第1項から第3項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第2項」とあるのは「第30条の8第1項において準用する前条第2項」と、「7日」とあるのは「7日(政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>【参照】 2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。 3 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。</p>
	第203条 第1項	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、前条第1項の異議の申出若しくは同条第2項の審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。</p> <p>【参照】 第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。</p>

		<p>第203条 2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟は、前条第1項又は第2項の規定による異議の申出又は審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に対してのみ提起することができる。</p>
	<p>第204条</p>	<p>衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者)は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあっては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあっては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。</p>
	<p>第207条 第1項</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、前条第1項の異議の申出若しくは同条第2項の審査の申立てに対する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。</p> <p>【参照】</p> <p>第206条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>第207条 2 第203条第2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の当選の効力に関する訴訟を提起する場合に、準用する。</p> <p>第215条 第202条第1項及び第206条第1項の異議の申出に対する決定又は第202条第2項及び第206条第2項の審査の申立てに対する裁決は、文書をもつてし、理由を付けて異議申出人又は審査申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。</p>

		<p>第208条 第1項</p>	<p>衆議院議員又は参議院議員の選挙において、当選をしなかった者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等を含む。)で当選の効力に関し不服があるものは、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、第101条第2項、第101条の2第2項、第101条の2の2第2項若しくは第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、衆議院(比例代表選出)議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができない。</p>
		<p>第210条 第1項</p>	<p>第251条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者が第221条第3項、第222条第3項、第223条第3項若しくは第223条の2第2項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第247条の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であった者が第254条の2第1項の規定による通知を受けたときは、当該公職の候補者であった者は、検察官を被告とし、当該通知を受けた日から30日以内に、高等裁判所に、これらの者が当該公職の候補者であった者に係る第251条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者若しくは出納責任者に該当しないこと又は同条第4項各号に掲げる場合に該当することを理由とし、当該公職の候補者であった者の当該選挙における当選が無効とならないこと、当該公職の候補者であった者が当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができないこととならないこと又は当該公職の候補者であった者が衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であったものの当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起することができる。ただし、当該公職の候補者であった者が第254条の2第1項の規定による通知を受けた日から30日を経過する日までの間に、当該公職の候補者であった者が当該選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条第2項、第101条の2第2項若しくは第101条の3第2項の規定による告示があつたとき又は当該公職の候補者であった者が衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であったものが当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条の2第2項の規定による告示があつたときは、当該当選人の当選が無効とならないことの確認を求める訴訟の出訴期間は、当該告示の日から30日以内とする。</p>

		<p>第210条 第2項</p>	<p>第251条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者が第221条第3項、第222条第3項、第223条第3項若しくは第223条の2第2項の規定により刑に処せられた場合又は出納責任者が第247条の規定により刑に処せられた場合において、これらの者に係る公職の候補者であった者が第254条の2第1項の規定による通知を受けた日から30日を経過した日後に、当該公職の候補者であった者が当該選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条第2項、第101条の2の2第2項若しくは第101条の3第2項の規定による告示があったとき又は当該公職の候補者であった者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であったものが当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条の2第2項の規定による告示があったときは、第251条の2第1項又は第3項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、当該告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。</p>
		<p>第211条 第1項</p>	<p>第251条の2第1項各号に掲げる者又は第251条の3第1項に規定する組織的選挙運動管理者等が第221条、第222条、第223条又は第223条の2の罪を犯し刑に処せられたため、第251条の2第1項又は第251条の3第1項の規定により当該公職の候補者又は公職の候補者となる者(以下この条及び第219条第1項において「公職の候補者等」という。)であった者の当該選挙における当選が無効であり、当該公職の候補者等であった者が当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり若しくは公職の候補者であることができず、又は当該公職の候補者等であった者で衆議院(小選挙区)議員の選挙における候補者であったものの当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選が無効であると認める検察官は、前条に規定する場合を除くほか、当該公職の候補者等であった者を被告とし、その裁判確定の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。ただし、当該裁判確定の日後に、当該公職の候補者等であった者が当該選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条第2項、第101条の2の2第2項若しくは第101条の3第2項の規定による告示があったとき又は当該公職の候補者等であった者で衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者であったものが当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第101条の2第2項の規定による告示があったときは、当該当選人の当選に係る当選無効の訴訴訟は出訴期間は、当該告示の日から30日以内とする。</p>

		第211条 第2項	第251条の4第1項各号に掲げる者が第221条から第223条の2まで、第225条、第226条、第239条第1第1号、第3号若しくは第4号又は第239条の2の罪の犯し刑に処せられたため、第251条の4第1項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める検察官は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から30日以内、高等裁判所に訴訟を提起しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
	最高裁判所裁判官国民 審査法	第36条	審査の効力に関し異議があるときは、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、中央選挙管理会を被告として第33条第2項の規定による告示のあった日から30日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。 【参照】 第33条 2 中央選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷免を可とされた裁判官にその旨を告知し、同時に罷免を可とされた裁判官の氏名を官報で告示し、かつ、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。
		第38条	審査の結果罷免を可とされた裁判官は、その罷免の効力に関し異議があるときは、中央選挙管理会を被告として第33条第2項の規定による告示のあった日から30日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。
農林水産省	漁業法	第97条 第4項	第1項の規定による決定に不服がある者は、前項の交付を受けた日から30日以内に、委員会を被告として裁判所に出訴することができる。この期間は、不変期間とする。 【参照】 第97条 委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が第87条第1項第二号若しくは第2項又は第94条において準用する公職選挙法第252条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。 3 第1項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

機関訴訟について出訴期間を定めた規定

省庁名	法律名	条項名	規定内容
総務省	地方自治法	第9条第8項	<p>第2項の規定による都道府県の裁定に不服があるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第9条 市町村の境界に関し争論があるときは、都道府県知事は、関係市町村の申請に基づき、これを第251条の2の規定による調停に付することができる。 2 前項の規定によりすべての関係市町村の申請に基いてなされた調停により市町村の境界が確定しないとき、又は市町村の境界に関し争論がある場合においてすべての関係市町村から裁定を求める旨の申請があるときは、都道府県知事は、関係市町村の境界について裁定することができる。</p>
		第9条の2 第4項	<p>第1項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第9条の2 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。</p>
		第9条の3 第6項	<p>(第9条第8項の準用) 第7条第6項及び第7項の規定は第1項及び第2項の場合に、第9条第3項、第5項から第8項まで、第9項前段及び第10項の規定は第3項の場合にこれを準用する。</p>
		第176条 第7項	<p>前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあった日から60日以内に、裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。 5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から21日以内に、審査を申し立てることができる。</p>

		<p>6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。</p>
	第251条の5 第2項	<p>前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。</p> <p>一 前項第1号の場合は、第250条の14第1項から第3項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から30日以内</p> <p>二 前項第2号の場合は、第250条の18第1項の規定による委員会の通知があつた日から30日以内</p> <p>三 前項第3号の場合は、当該審査の申出をした日から90日を経過した日から30日以内</p> <p>四 前項第4号の場合は、第250条の14第1項から第3項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から30日以内</p> <p>【参照】</p> <p>第251条の5 第250条の13第1項又は第2項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。</p> <p>一 第250条の14第1項から第3項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。</p> <p>二 第250条の18第1項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。</p> <p>三 当該審査の申出をした日から90日を経過しても、委員会が第250条の14第1項から第3項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。</p> <p>四 国の行政庁が第250条の18第1項の規定による措置を講じないとき。</p>
	第251条の5 第8項	<p>(行政事件訴訟法第14条を準用しない。)</p> <p>第1項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第43条第1項の規定にかかわらず、同法第8条第2項、第11条第1項本文、第12条から第22条まで、第25条から第29条まで、第31条、第32条及び第34条の規定は、準用しない。</p>

	<p>第252条 第2項</p>	<p>前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。</p> <p>一 前項第1号の場合は、第251条の3第5項において準用する第250条の14第1項若しくは第2項又は第251条の3第6項において準用する第250条の14第3項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から30日以内</p> <p>二 前項第2号の場合は、第251条の3第9項の規定による総務大臣の通知があつた日から30日以内</p> <p>三 前項第3号の場合は、当該申出をした日から90日を経過した日から30日以内</p> <p>四 前項第4号の場合は、第251条の3第5項において準用する第250条の14第1項若しくは第2項又は第251条の3第6項において準用する第250条の14第3項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から30日以内</p> <p>【参照】 252条 第251条の3第1項又は第2項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は当該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。</p> <p>一 第251条の3第5項において準用する第250条の14第1項若しくは第2項又は第251条の3第6項において準用する第250条の14第3項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告に不服があるとき。</p> <p>二 第251条の3第9項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。</p> <p>三 当該申出をした日から90日を経過しても、自治紛争処理委員が第251条の3第5項において準用する第250条の14第1項若しくは第2項又は第251条の3第6項において準用する第250条の14第3項の規定による審査又は勧告を行わないとき。</p> <p>四 都道府県の行政庁が第251条の3第9項の規定による措置を講じないとき。</p>
	<p>第252条 第4項</p>	<p>(行政事件訴訟法第14条を準用しない。)</p> <p>第1項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第43条第1項の規定にかかわらず、同法第8条第2項、第11条第1項本文、第12条から第22条まで、第25条から第29条まで、第31条、第32条及び第34条の規定は、準用しない。</p>

		第256条	市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基く議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基く住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。（ただし、民衆訴訟もあり）
地方税法		第8条 第10項	第2項の規定による総務大臣の決定又は第7項の規定による総務大臣の裁決について違法があると認める関係地方団体の長は、その決定又は裁決の通知を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。 【参照】 第8条 地方団体の長は、課税権の帰属その他この法律の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にし、その協議がととのわない場合においては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第33条の規定の適用がある場合を除き、総務大臣（関係地方団体が一の道府県の区域内の市町村である場合においては、道府県知事）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。 2 総務大臣又は道府県知事は、前項の決定を求める旨の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から60日以内に決定をし、遅滞なく、その旨を関係地方団体の長に通知しなければならない。
		第59条 第6項	第2項の規定による総務大臣の決定について違法があると認める道府県知事は、その決定の通知を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。 【参照】 59条 前条第6項の通知に係る同条第1項の道府県知事の処分に不服がある関係道府県知事は、総務大臣に対し、決定を求める旨を申し出ることができる。 2 総務大臣は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から30日以内に、その決定をしなければならない。

	第321条の15 第10項	<p>第2項の規定による総務大臣の決定又は第7項の規定による総務大臣の裁決について違法があると認める市町村長は、その決定又は裁決の通知を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第321条の15 前条第6項の通知に係る同条第1項の市町村長の処分に不服がある関係市町村長は、道府県知事(関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣)に対し、決定を求める旨を申し出ることができる。 2 道府県知事又は総務大臣は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から30日以内に、その決定をしなければならない。</p>
住民基本台帳	第33条 第4項	<p>関係市町村長は、第2項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から30日以内に裁判所に出訴することができる。</p> <p>【参照】 第33条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、都道府県知事(関係市町村が2以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。 2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から60日以内に決定をしなければならない。</p>